

令和4年度

福井県の建築住宅行政

福井県土木部建築住宅課

はじめに

本県は、「福井県長期ビジョン」により、「自信と誇りのふくい」「誰もが主役のふくい」「飛躍するふくい」を将来の姿として、“くらしの安心”と“社会の活力”、さらには“県民の誇り”が相乗的に高まり、好循環を生み出す「福井モデル」を目指しております。

また、過去連続5回目の「幸福度日本一」という輝かしい評価を受けており、全国に誇れる暮らしの豊かさがあります。特に、子育てしやすく、男女共に働きやすい環境が整っており、ゆとりある戸建て持家住宅の割合が高く、豊かな自然環境や良好なまち並み、福井に残る家族や地域のつながり力が特長となっています。

住宅行政を取り巻く現状としては、少子高齢化および人口減少の急激な進展、空き家の増加、自然災害の相次ぐ発生など多様な課題に加え、脱炭素社会の実現に向けてすべての建築物の省エネ基準適合義務化が図られる見通しとなっており、状況の変化に対応していくことが求められています。

本県では、「福井県住宅・宅地マスタープラン」を令和4年3月に改定し、『ゆとりを実感できる住生活の実現～住生活力の向上による次世代に引き継がれる豊かな住まい・住まい方～』を基本理念として、県民一人ひとりがゆとりを実感できるよう、住生活力の向上により、多様なゆとりを実感できる施策を展開し、ニーズに合った住まいや住まい方を選択できる機会を提供することで、県民がより人生を豊かに感じられる住生活の実現を目指しております。

本書は、本県における建築住宅行政の現状をまとめたものですが、多くの方々にご活用いただき、今後の建築住宅行政の推進に少しでも役立てていただければ幸いです。

令和4年11月

福井県土木部副部長（建築） 田中 忠範

目 次

I 行政組織と事務分掌

1	建築住宅行政組織の変遷	1
2	組織図	3
3	建築・営繕関係職員数	3
4	建築住宅行政の所掌事務	4
5	所管する法令・条例・規則・要綱の一覧	5
6	建築行政関係の附属機関	7
7	特定行政庁の所轄区域	8
8	福井県の位置および都市計画区域図	9

II 所管事業の概要

1	建築住宅課の事業体系（グループ別）	1 0
2	建築行政の概要	1 2
3	住宅行政の概要	1 5

参 考 資 料

1	【建築住宅課所管の歳入歳出決算概要】	3 0
2	【出資・出捐・設立許可している公益法人等】	3 1
3	【建築確認、許可等取扱件数】	3 3
4	【道路位置指定件数】	3 7
5	【定期調査等の報告件数】	3 8
6	【県下の着工建築物の状況】	3 9
7	【建築協定認可一覧】	4 4
8	【建設リサイクル法による対象建設工事に係る届出等件数】	4 4
9	【二級・木造建築士試験結果等】	4 5
1 0	【市街地再開発事業実施状況】	4 6
1 1	【建築物におけるバリアフリー法による認定件数】	4 8
1 2	【建築物省エネ法適合性判定通知・届出受理件数】	4 8
1 3	【建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 性能向上計画等認定件数】	4 8
1 4	【福祉のまちづくり条例 特定施設新築等の届出件数】	4 9
1 5	【がけ地近接等危険住宅移転事業の実施状況】	5 0
1 6	【長期優良住宅の普及の促進等に関する法律 認定件数】	5 1
1 7	【優良宅地・優良住宅認定取扱件数】	5 1
1 8	【宅地建物取引士と取引業者の登録状況等】	5 2
1 9	【都市の低炭素化の促進に関する法律 低炭素建築物新築等計画認定件数】	5 3
2 0	【サービス付き高齢者向け住宅の登録数】	5 3
2 1	【住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録数】	5 3
2 2	【住宅確保要配慮者居住支援法人の指定数】	5 3
2 3	【住宅政策の取り組み状況】	5 4
2 4	【住宅・土地統計調査】	5 6
2 5	【木造住宅耐震化促進事業実績戸数】	5 7
2 6	【多世帯同居・近居住まい推進事業 実績戸数】	5 8
2 7	【住宅市街地基盤整備事業（旧住宅地関連公共施設等総合整備事業）実績】	5 9
2 8	【地域優良賃貸住宅の建設戸数】	6 0
2 9	【公営住宅・特定公共賃貸住宅の整備戸数】	6 1
3 0	【公営住宅等管理戸数】	6 1
3 1	【県営住宅の管理戸数】	6 2
3 2	【住教育推進事業】	6 3
3 3	【空き家対策支援事業 実績】	6 4
3 4	【子育て世帯と移住者への住まい支援事業 実績戸数】	6 6
3 5	【営繕工事】	6 7
3 6	【県産品活用推進】	7 0

I 行政組織と事務分掌

1 建築住宅行政組織の変遷

年度	知事	技幹(建築)	課長	人員	係(平成9年度よりグループ制導入)	
21			2. 5 竹内佐平治	25	土木部建築課(戦災復興院 福井建築出張所)	内務部総務課(営繕)
22	4. 5			72	総務係	総務部庶務課営繕係
23				67	指導係	営繕係
24				50	資材係	第一営繕 第二営繕
25	小幡治和		6. 29 谷口 治郎	50	企画係	
26				50	第一指導 第二指導	
27				49	庶務	
28			9. 17 佐田 強	47	審査	
29				47	指導	
30	4. 23			43		
31	羽根盛一			38		
32				39		
33				39		
34	4. 23			40		
35				42		
36				41		
37	北栄造		6. 1 河野 務道	40		
38			11. 1 宇野 喜之	40	住宅第一 住宅第二 住宅第三	第一営繕 第二営繕 第三営繕
39				40	第一指導 第二指導	第一営繕 第二営繕 第三営繕
40				42	指導 住宅	第一営繕 第二営繕 第三営繕
41				42	住宅管理	第一営繕 第二営繕 第三営繕
42	4. 15		4. 1 熊谷 照蔵	41	総務	工査 設計 工事第一 工事第二
43				45	企画	工営第一 工営第二 設備
44				53	都市開発 建築指導	
45			4. 1 瀬田 精一	57	融資住宅	
46				37	公社指導	営繕課 24人
47				37	審査指導	
48				32		
49				27		
50				27		
51	中川平太夫		4. 1 瀬田 (→事務取扱)	28		
52			4. 1 佐野 英雄	26		
53				24		
54			4. 1 佐野 (→事務取扱)	23		
55			4. 1 林 恒男	24		
56				24		
57			4. 1 林 (→事務取扱)	22		
58				22		
59			4. 1 池上 博視	22		
60				22		
61			4. 1 池上	22		
62	5. 12		4. 1 高木 靖夫	22	建築企画	
63				22		
H元				22		建築住宅課
2			4. 1 池上	22		
3				22		
4			5. 15 高木	22		
5			5. 15 伊戸 紘孝	22	住宅計画 建築環境 住まいづくり	
6	栗田幸雄			22		公営住宅
7			4. 1 伊戸	20		
8			4. 1 阿戸 元宏	20		
9			5. 17 阿戸 幹男	20		
10			4. 1 伊藤	20		
11			4. 1 木本 友正	19		
12				20		
13			4. 1 北山太市郎	18		
14			4. 1 五十嵐穰治	18		
15	4. 23		4. 1 小林登志夫	17		
16				17		
17			4. 1 五十嵐	17		
18	西川一誠		5. 17 宗澤 公夫	18		
19			4. 1 山口 峰穂	18		
20			4. 1 山口 邦一	16		
21				16		
22			5. 17 横山	18		
23			5. 17 井上 邦夫	18		

人員には、住宅供給公社・建築住宅センター・建設技術公社への出向者、事務補助員は除く。

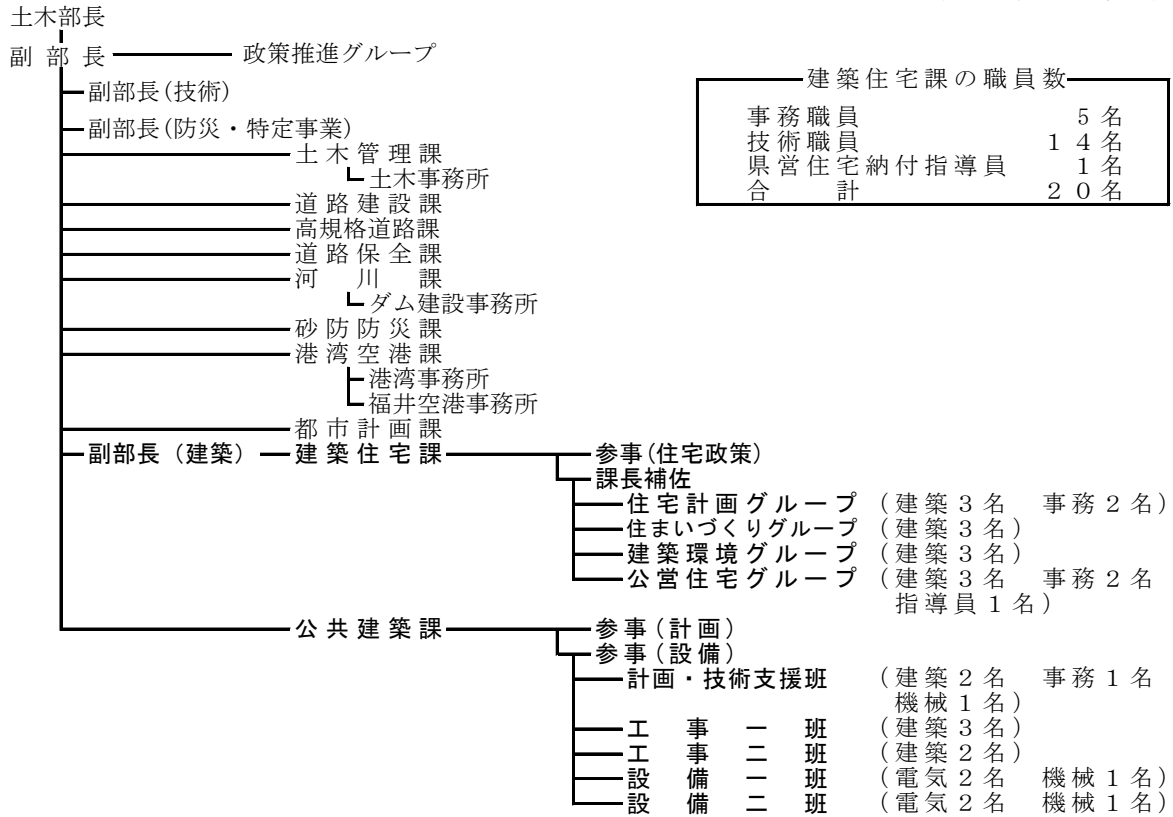
年度	知事	技幹(建築)	課長	人員	係(平成9年度よりグループ制導入)				
24		横山	井上 邦夫	34	住宅計画	建築環境	住まいづくり	公営住宅	営繕室
25	西川		↓	34	↓	↓	↓	↓	↓
26	一誠	4. 1 井上	(→事務取扱)	36	↓	↓	↓	↓	↓
27			6. 24 松本 正輝	35	↓	↓	↓	↓	↓
28		4. 1 松本	(→事務取扱)	36	↓	↓	↓	↓	↓
29		↓	↓	36	↓	↓	↓	↓	↓
30			4. 1 田中 忠範	36	↓	↓	↓	↓	↓
R元	5. 23		↓	36	↓	↓	↓	↓	↓
2		副部長(建築)	↓	18	↓	↓	↓	↓	↓
3		4. 1 田中	(→事務取扱)	18	↓	↓	↓	↓	↓
4		↓	↓	19	↓	↓	↓	↓	↓
									公共建築課 17人 18人 18人

杉本 達治

人員には、住宅供給公社・建築住宅センター・建設技術公社への出向者、事務補助員は除く。

2 組織図

(令和4年4月1日現在)



3 建築・営繕関係職員数

所属名	技術職員										事務職員	臨時任用	納付指導員	合計			
	建築職																
	副部長	課長	参事	出先課長	GL主任	主任	企画主査	主査	主事	再任用					計	機械職	電気職
総務部				1							1	2	2				5
財産活用課												1	2				3
県立大学(建設推進課)				1							1	1					2
地域戦略部							1		1		2						2
市町協働課(美浜町土木建築課)							1				1						1
交通まちづくり課									1		1						1
交流文化部						1			1		2						2
ブランド課									1		1						1
文化課						1					1						1
土木部	1	1	3	7	4	5	8	6	11		46	7	4	5	3	1	66
都市計画課			1					1	1		3						3
建築住宅課	1		1		4		4	2	2		14			4	1	1	20
管理職等	1		1								2			1			3
住宅計画グループ				1		1		1			3			2			5
住まいづくりグループ				1		1	1				3						3
建築環境グループ				1		1		1			3						3
公営住宅グループ				1		1	1				3			1	1	1	6
公共建築課		1	1			4	2		1		9	4	4	1			18
土木管理課 土木事務所				7		1	2	3	7		20	3			2		25
福井建築営繕課				1		1					2	1			1		4
三国建築課				1					2		3				1		4
下水道課												2					2
奥越建築課				1					2		3						3
丹南建築課				1				1	1		3						3
鯖江丹生建築課				1			1		1		3						3
敦賀建築課				1			1	1			3						3
小浜建築課				1				1	1		3						3
会計局 工事検査課						1					1	1					2
教育庁 教育政策課							1		1		2						2
警察本部 会計課						1			1		2						2
合計	1	1	3	8	4	8	10	6	15		56	10	6	5	3	1	81

- ・ [] は、建築住宅課および土木事務所の内訳を示し、内数となっている。
- ・ 建築住宅課、公共建築課のほかは、事務職員、事務補助員を除く。

4 建築住宅行政の所掌事務

建築住宅課

- (1) 宅地建物取引業法の施行に関する事
- (2) 租税特別措置法に基づく優良宅地および優良住宅の認定に関する事
- (3) マンションの管理の適正化の推進に関する法律の施行に関する事
- (4) 住生活基本法の施行に関する事
- (5) 住宅地区改良法の施行に関する事
- (6) 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関する事
- (7) 独立行政法人住宅金融支援機構法による建築住宅の審査に関する事
- (8) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事
- (9) 建築基準法の施行に関する事
- (10) 建築士法の施行に関する事
- (11) 新住宅市街地開発法の施行に関する事
- (12) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する事
- (13) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する事
- (14) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事（建築物の分別解体等に係るものに限る）
- (15) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関する事
- (16) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事（建築物に係るものに限る）
- (17) 建築に関する統計、調査および企画に関する事
- (18) 公営住宅法の施行に関する事
- (19) 県営住宅およびその付属施設の管理および処分ならびに貸付料の徴収に関する事
- (20) 福井県建築審査会および福井県建築士審査会に関する事
- (21) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関する事（宅地建物取引業者に係るものに限る）
- (22) 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関する事（低炭素建築物新築等計画の認定に係るものに限る）
- (23) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行に関する事
- (24) 前各号のほか、建築に関する事

（公共建築課）

- (1) 営繕工事の企画および調整に関する事
- (2) 建築物の営繕工事に関する事（県が受託したものに限り）
- (3) 県有建築物の長寿命化および防災対策に関する事
- (4) 営繕工事の標準単価に関する事
- (5) 市町が所有する建築物の営繕工事に係る技術指導および技術支援に関する事
- (6) 市町が所有する建築物の長寿命化および防災対策に係る技術指導および技術支援に関する事
- (7) 県産品活用の推進に関する事
- (8) 営繕関係団体に関する事（他課の所管に属するものを除く）

土木事務所の建築課・建築営繕課

- (1) 建築基準法の施行に関する事
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事（建築物の分別解体等に係るものに限る）
- (3) 独立行政法人住宅金融支援機構の委託業務に関する事
- (4) 都市計画法に基づく開発行為に関する事
- (5) 租税特別措置法に基づく優良宅地・優良住宅の認定に関する事
- (6) 建築士法の施行に関する事
- (7) 福祉のまちづくり条例の施行に関する事（健康福祉センターの所管に属するものを除く）
- (8) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する事
- (9) 県有建物の設計および監理に関する事
- (10) 県有建物の営繕工事に関する事
- (11) 県営住宅および共同施設の管理に関する事（木造に限る）（三国・奥越に限る）
- (12) 前各号のほか、建築に関する事

5 所管する法令・条例・規則・要綱の一覧

令和5年6月1日現在

グループ	法令・条例・規則・要綱・要領名	公布年月日	公布番号
建	①職員をもって充てる附属機関の委員等に関する訓令	S40.12.14	訓令 第34号
計	③福井県手数料徴収条例	H12.3.21	条例 第2号
住	土木部所管補助金等交付要綱	S46.7.20	
計	☆宅地建物取引業法	S27.6.10	法律 第176号
計	積立式宅地建物販売業法	S46.6.16	法律 第111号
計	不動産特定共同事業法	H6.6.29	法律 第77号
計	⑨宅地建物取引業法施行細則	S40.3.31	規則 第15号
計	⑨宅地建物取引業者名簿等の閲覧規則	S40.3.31	規則 第16号
計	☆特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	H19.5.30	法律 第66号
計	☆地方住宅供給公社法	S40.6.10	法律 第124号
計	⑨租税特別措置法に基づく優良宅地および優良住宅認定事務施行規則	S49.12.28	規則 第64号
計	☆マンションの管理の適正化の推進に関する法律	H12.12.8	法律 第149号
計	☆マンションの建替え等の円滑化に関する法律	H14.6.19	法律 第78号
計	☆新住宅市街地開発法	S38.7.11	法律 第134号
計	☆住生活基本法	H18.6.8	法律 第61号
計	☆高齢者の居住の安定確保に関する法律	H13.4.6	法律 第26号
計	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に係る事務処理要綱	H27.4.1	
計	サービス付き高齢者向け住宅立入検査等実施要領	H27.4.1	
計	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	H5.5.21	法律 第52号
計	福井県地域優良賃貸住宅制度要綱	H26.4.1	
計	☆住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	H29.4.26	法律 第24号
計	福井県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に係る事務処理要綱	H29.10.25	
計	福井県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に係る事務処理要綱	H30.5.1	
計	☆高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	H18.6.21	法律 第91号
住	☆住宅地区改良法	S35.5.17	法律 第84号
住	優良田園住宅の建設の促進に関する法律	H10.4.17	法律 第41号
住	住宅の品質確保の促進等に関する法律	H11.6.23	法律 第81号
住	空家等対策の推進に関する特別措置法	H26.11.27	法律 第127号
住	☆都市の低炭素化の促進に関する法律（低炭素建築物新築等計画の認定に係るものに限る）	H24.9.5	法律 第84号
建	☆長期優良住宅の普及の促進に関する法律	H20.12.5	法律 第87号
建	☆建築基準法	S25.5.24	法律 第201号
建	☆建築士法	S25.5.24	法律 第202号
建	☆建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	H27.7.8	法律 第53号
建	☆建築物の耐震改修の促進に関する法律	H7.10.27	法律 第123号
建	☆建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建築物の分別解体等に係るものに限る）	H12.5.31	法律 第104号
建	⑨福井県建築基準条例	S36.4.7	条例 第21号
建	⑨建築基準法施行細則	S47.4.25	規則 第41号
建	⑨建築基準法第22条の規定による区域	S47.4.21	告示 第401号
建	⑨建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則	S26.3.30	規則 第9号
建	⑨福井県建築審査会条例	S25.11.18	条例 第74号
建	⑨建築士法施行細則	S25.11.13	規則 第99号
建	市街地形成推進事業補助金交付要領	H6.2.7	
公	☆公営住宅法	S26.6.4	法律 第193号
公	⑨福井県営住宅条例	H9.3.21	条例 第3号
公	⑨福井県営住宅条例施行規則	H9.6.30	規則 第48号
公	県営住宅監理員事務取扱要領	H10.4.1	
公	県営住宅管理人事務取扱要領	H10.4.1	
公	福井県営住宅単身入居事務取扱要領	H10.4.1	
公	福井県営住宅外国人入居事務取扱要領	H10.4.1	
公	福井県営住宅集会所（室）管理要領	S64.1.1	
公	福井県営住宅承継承認事務処理要領	S59.11.15	
公	県営住宅にかかる住宅交換に関する特定入居事務取扱要領	S58.7.1	
公	福井県営住宅入居決定にかかる公開抽選実施要領	H16.7.22	
公	福井県営住宅家賃滞納整理事務要領	H17.4.1	

[☆：福井県行政組織規則の所掌事務に記載の法律 ○：福井県条例規則集に登載巻号数]

グループ	法令・条例・規則・要綱・要領名	公布年月日	公布番号
公	福井県営住宅優先入居事務取扱要領	H21. 10. 15	
公	福井県営住宅駐車場取扱要綱	H22. 4. 1	
公	県営住宅における重大事故等発生時の連絡要領	S59. 3. 1	
公	福井県営住宅における連帯保証人の連署を免除する場合の取扱要領	H11. 11. 1	
公	県営住宅使用料口座振替収納事務取扱要領	H21. 4. 1	
公	福井県営住宅入居者募集・入退去事務要領	H23. 4. 1	
公	県営住宅納付指導員設置要綱	H23. 4. 1	
公	県営住宅納付指導員業務要領	H23. 4. 1	
公	福井県営住宅同居承認に関する取扱要領	H26. 10. 1	
公	県営住宅の建替事業等に伴う入居者移転料支払要綱	H28. 7. 22	
公	敷金充当事務処理要領	R 2. 3. 1	
公	県営住宅修繕処理要領	R 2. 7. 17	
公	福井県営住宅保守点検処理要領	R 2. 7. 17	
公	県営住宅の一時使用（目的外使用）に関する取扱要領	R 3. 1. 21	

[☆ : 福井県行政組織規則の所掌事務に記載の法律 ○ : 福井県条例規則集に登載巻号数]

6 建築行政関係の附属機関

[地方自治法第202条の3関係]

名 称	分 担 す る 事 項	任命区分	委 員	任 期 (2年間)
福 井 県 建 築 審 査 会 S25. 11. 18 設置	建築基準法に関する特定行政庁または建築主事の処分についての審査請求に対する裁決、用途地域内の建築許可等に対する同意についての議決、特定行政庁の諮問に応じて、同法の施行に関する重要事項の調査審議および関係行政機関に対して建議する。 〔建築基準法第78条～83条〕 〔福井県建築審査会条例〕	建築・都市計画	○川本 義海	R3. 8. 22 ～ R5. 8. 21
		建築	藤堂 永一	R3. 8. 22 ～ R5. 8. 21
		行政	松本 正輝	R3. 8. 22 ～ R5. 8. 21
		法律・経済	井筒 智子	R3. 8. 22 ～ R5. 8. 21
		公衆衛生	細川久美子	R3. 8. 22 ～ R5. 8. 21
福 井 県 建 築 士 審 査 会 S25. 12. 6 設置	知事の諮問に応じて、二級建築士または木造建築士に関する重要事項を調査審議し、および当該事項について関係行政庁に答申する。その他建築士法に基づく権限を行う。 〔建築士法第28条～33条〕	建 築 士	○横山 義博	R4. 4. 1 ～ R6. 3. 31
		〃	川端 裕之	R4. 4. 1 ～ R6. 3. 31
		〃	姉崎 哲也	R4. 4. 1 ～ R6. 3. 31
		〃	板倉 満代	R4. 4. 1 ～ R6. 3. 31
		〃	辻 明子	R4. 4. 1 ～ R6. 3. 31

(注1) ○は会長

任 期：2年間

(注2) 福井県宅地建物取引業審議会は平成10年度をもって廃止された。

7 特定行政庁の所轄区域

建築基準法（昭和25年5月24日公布、昭和25年11月23日施行）

特定行政庁	建築主事 人数	所管区域 コード、市町村名	面積		人口		人口 密度 (人/㎡)	世帯数		
			(km ²)	対県 全体比 (%)	(人)	対県 全体比 (%)		(世帯)	対県 全体比 (%)	
県	福井土木	1名	322 永平寺町	94.43	2.3	18,728	2.5	198.3	7,398	2.5
		1名	208 あわら市	116.98	2.8	26,863	3.6	229.6	9,952	3.4
			210 坂井市	209.67	5.0	87,213	11.6	416.0	31,481	10.7
			小計	326.65	7.8	114,076	15.1	349.2	41,433	14.1
	奥越土木	1名	205 大野市	872.43	20.8	30,170	4.0	34.6	10,737	3.6
			206 勝山市	253.88	6.1	21,464	2.8	84.5	7,430	2.5
			小計	1,126.31	26.9	51,634	6.8	45.8	18,167	6.2
	丹南土木	1名	209 越前市	230.70	5.5	79,915	10.6	346.4	30,203	10.3
			404 南越前町	343.69	8.2	9,641	1.3	28.1	3,238	1.1
			382 池田町	194.65	4.6	2,300	0.3	11.8	932	0.3
			小計	769.04	18.4	91,856	12.2	119.4	34,373	11.7
	鯖江丹生土木部	1名	207 鯖江市	84.59	2.0	68,255	9.0	806.9	24,512	8.3
			423 越前町	153.15	3.7	19,585	2.6	127.9	6,582	2.2
			小計	237.74	5.7	87,840	11.6	369.5	31,094	10.6
	敦賀土木	1名	202 敦賀市	251.47	6.0	63,115	8.4	251.0	27,938	9.5
			501 若狭町の部	178.49	4.3	13,490	1.8	75.6	4,776	1.6
			442 美浜町	152.35	3.6	8,919	1.2	58.5	3,708	1.3
			小計	582.31	13.9	85,524	11.3	146.9	36,422	12.4
	小浜土木	1名	204 小浜市	233.11	5.6	28,423	3.8	121.9	12,103	4.1
			501 若狭町の部	178.49	4.3	13,490	1.8	75.6	4,776	1.6
481 高浜町			72.40	1.7	10,011	1.3	138.3	4,447	1.5	
483 おおい町			212.19	5.1	7,750	1.0	36.5	3,151	1.1	
		小計	696.19	16.6	59,674	7.9	85.7	24,477	8.3	
	本片2名	9名	16市町	3,654.18	87.2	495,842	65.7	135.7	188,588	64.1
市	福井市	2名	201 福井市	536.42	12.8	258,937	34.3	482.7	105,608	35.9
	合計	11名	17市町	4,190.58	100.0	754,779	100.0	180.1	294,196	100.0

所轄区域：建築基準法施行細則第2条、福井県行政組織規則第177条による。

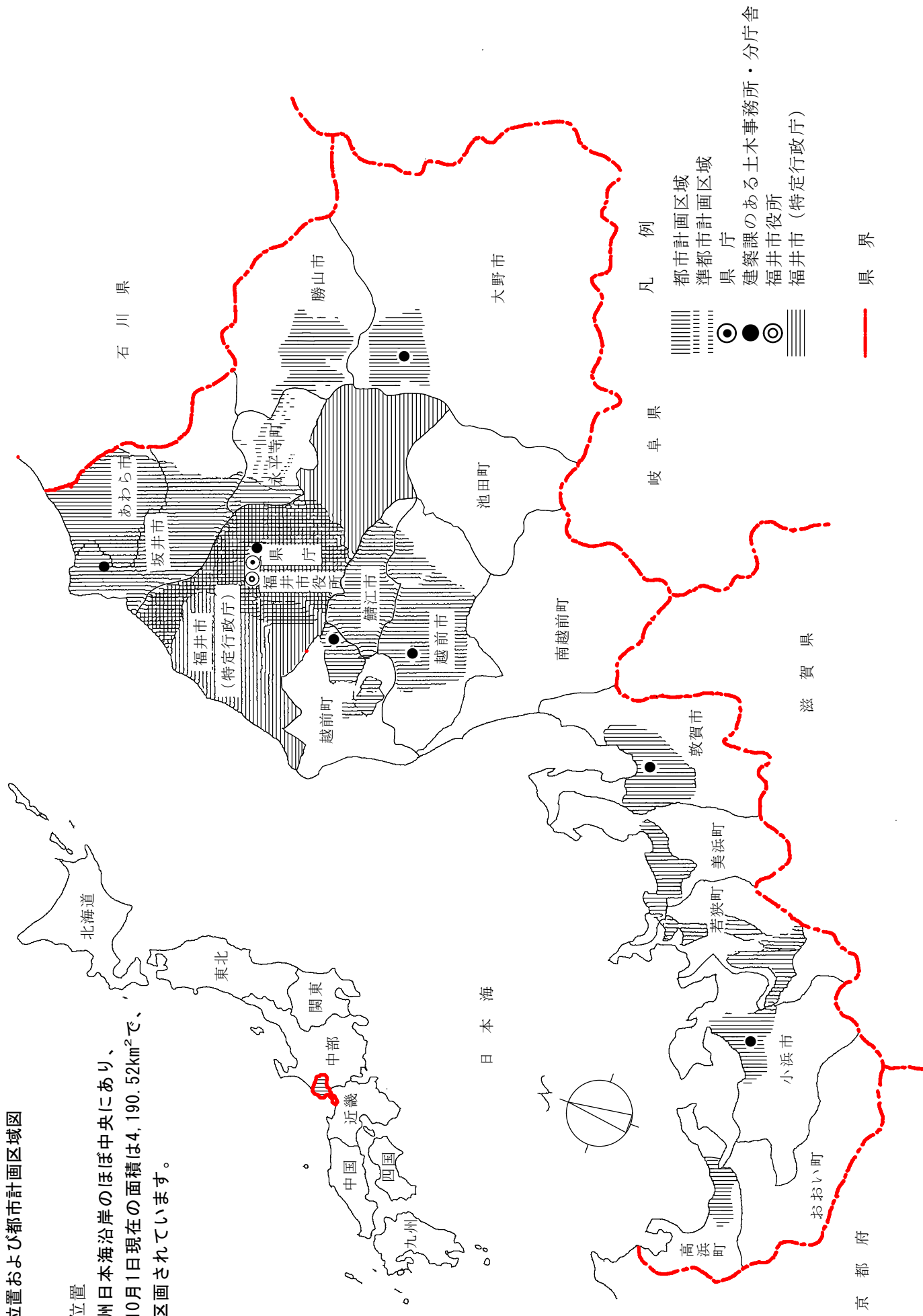
データの基準日と出典：面積は令和4年4月1日（国土交通省国土地理院、面積には湖沼の面積も含む）。

人口・世帯数は、令和4年6月1日（福井県地域戦略部統計情報課）。

8 福井県の位置および都市計画区域図

福井県の位置

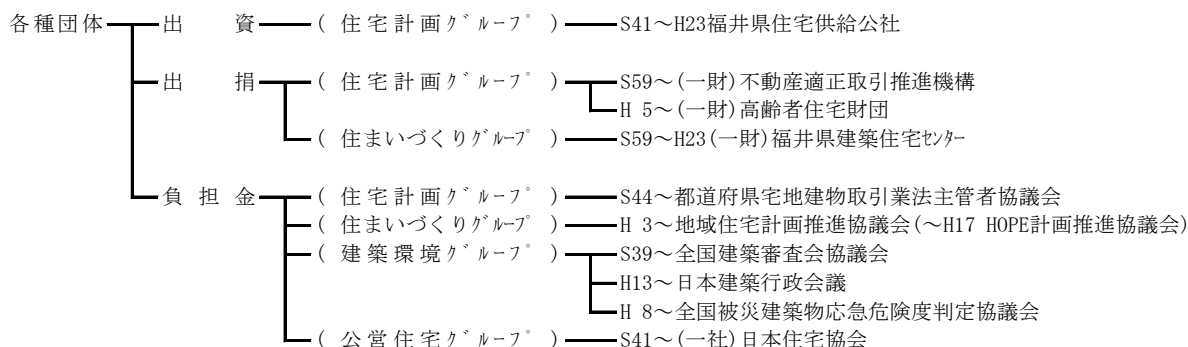
本県は本州日本海沿岸のほぼ中央にあり、平成30年10月1日現在の面積は4,190.52km²で、9市8町に区画されています。



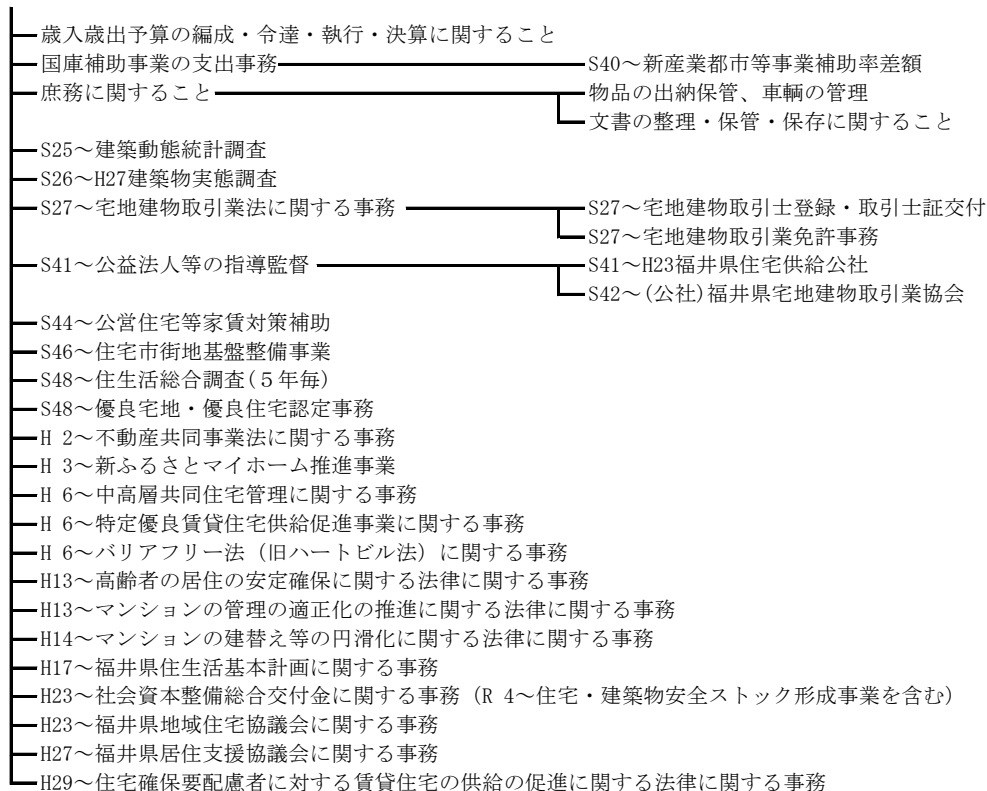
II 所管事業の概要

1 建築住宅課の事業体系(グループ別)

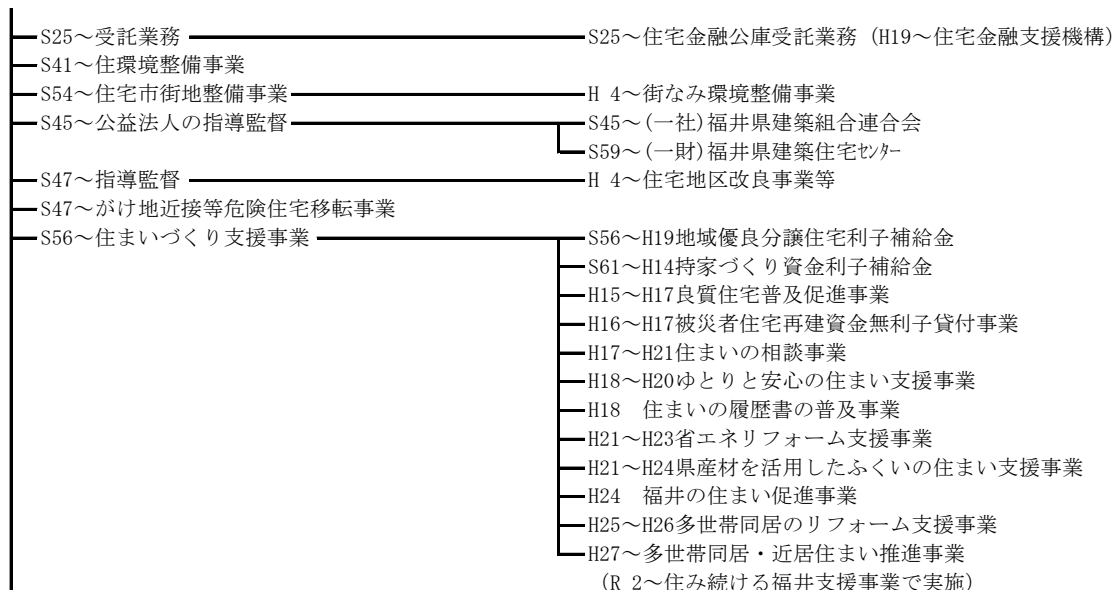
☆共通

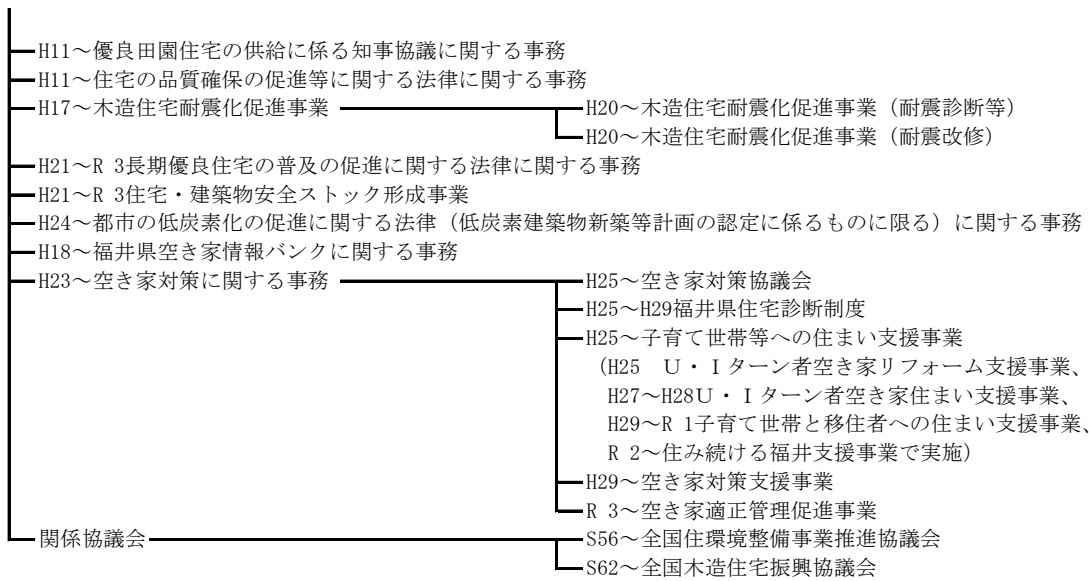


☆住宅計画グループ

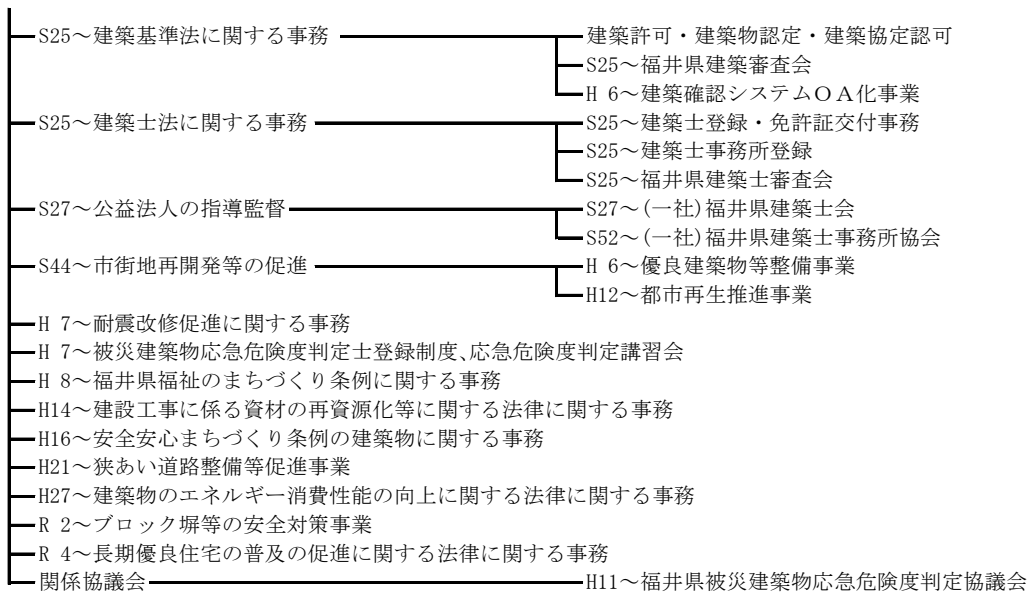


☆住まいづくりグループ

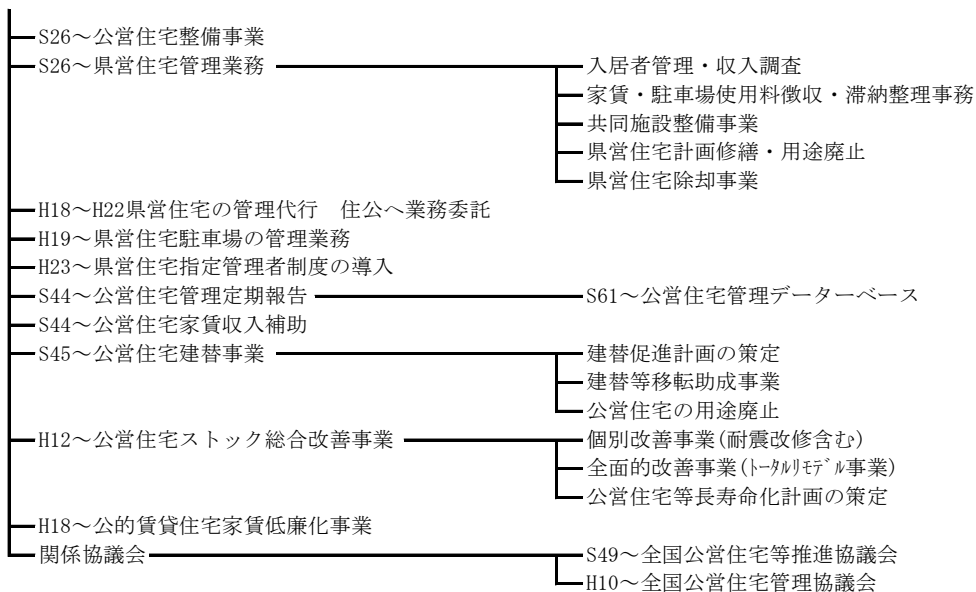




☆建築環境グループ



☆公営住宅グループ



2 建築行政の概要

(1) 建築基準法の施行

① 建築確認申請および建築許可等

法の施行に伴う事務には、建築物が法および関係法令に適合しているか否かを審査および検査する事務と、原則的に禁止されている事項の許可ならびに認定や道路位置指定等、法の運用上必要な業務がある。

この業務を行うため土木事務所に建築主事を置き、県が特定行政庁として確認・許可および認定等を行っている。なお、昭和53年度から福井市が特定行政庁として、同市管内の法の施行に関する業務を行っている。

また、平成16年5月10日から（一財）福井県建築住宅センターが知事指定の確認検査機関として、一定の区域、用途、規模を対象に確認検査業務を行っている。

[本業務の執行状況は資料 3・4 のとおり]

② 特殊建築物等定期報告

建築物、昇降機、遊戯施設等の複雑化・高度化に伴い、建築物等の適正な維持保全により安全上、防災上および衛生上適切な性能を常時確保することが重要となってきた。平成20年度には、より適切な調査、検査が行われるよう建築基準法施行規則の一部が改正されるとともに、関係告示が整備されている。

なお、昭和61年度から、定期報告制度の事務の一部を（一財）福井県建築住宅センターに委託し、同制度の普及を図ってきたが、同事務に係る期間短縮を図り県民の利便性を向上するため、平成21年度から県（各土木事務所）が直接業務を行っている。

[本業務の執行状況は資料 5 のとおり]

③ 建築動態統計調査および建築物実態調査

建築動態統計調査（建築着工統計・建築物滅失統計）は建築動態統計調査規則に基づくもので、建築物の着工状況や滅失状況を明らかにするため国土交通省からの委託を受け調査を行っている。

建築物実態調査は建築物の着工状況の実態を把握するために実施するもので、平成27年度まで国土交通省からの委託を受けて調査を行った。

[本業務の執行状況は資料 6 のとおり]

(2) 建築士法の施行

建築物の設計・工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化を図り、建築物の質の向上に寄与することを目的に一級建築士・二級建築士および木造建築士の制度が確立されている。

① 建築士試験

建築士試験は、一級建築士については国土交通大臣が、二級建築士および木造建築士については知事がそれぞれ資格試験を実施しているが、一級建築士試験については昭和59年度から、二級建築士試験および木造建築士試験については、昭和61年度から試験の実施に関する事務を（公財）建築技術教育普及センターで行っている。

[本業務の執行状況は資料 9(1) のとおり]

② 建築士免許の登録

建築士になろうとする者は、試験に合格後、建築士免許を受けなければならない。一級建築士免許の登録および免許証の交付は国土交通大臣が、二級建築士・木造建築士免許の登録および免許証の交付は知事が行っている。

[本業務の施行状況は資料 9(2) のとおり]

③ 建築士事務所の登録

他人の求めに応じ報酬を得て設計・工事監理等を行うことを業としようとするときは、一級、二級または木造建築士事務所の登録を受けなければならない。また、この登録は5年ごとに更新しなければならない。

なお、登録業務については、令和2年度から一般社団法人福井県建築士事務所協会で行っている。

[本業務の施行状況は資料 9(3) のとおり]

(3) 都市再開発法による市街地再開発事業

低層の木造建築物等が密集し、生活環境の悪化した市街地において、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築および公園・街路等公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保の三者を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境を創ることが重要となってきた。このため、本事業を行う組合等に対し、国、県および市町が事業費の一部を補助している。

なお、本事業は平成21年度から都市計画課へ移管した。

[本業務の執行状況は資料 10 のとおり]

(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(建築物におけるバリアフリー法)の施行

高齢者、障害者等の自立した日常生活および社会生活を確保することの重要性にかんがみ、高齢者、障害者等の移動上および施設の利用上の利便性および安全性の向上の促進を図るため、不特定かつ多数の者が利用する建築物(特定建築物)の計画の認定事務や指導等を行っている。(平成18年12月に交通バリアフリー法とハートビル法が統合され、新しくバリアフリー法として施行された。)

[本業務の執行状況は資料 11 のとおり]

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行

建築物の省エネ性能の向上を図るため、大規模非住宅建築物の省エネ基準適合性判定や、より省エネ性能が高い誘導基準に適合する建築物を認定するエネルギー消費性能向上計画の認定等を行っている。

[本業務の執行状況は資料 12・13 のとおり]

(6) 福井県福祉のまちづくり条例の施行

「福井県福祉のまちづくり条例」は、障害者や高齢者などを含む全ての人が、自らの意志で自由に行動し、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加し、交流することができる豊かで住みよい福井をつくるために制定され、この条例による「特定施設新築等届出書」等の受付や、整備基準のチェック等を行っている。

[本業務の執行状況は資料 14 のとおり]

(7) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等の災害によって、建物が被害を受けたり貴重な人命が失われたりする事故を防ぐため、がけ崩れにより住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅を安全な場所に移転する者に対し、国と県および市町が事業費の一部を補助している。

[本業務の執行状況は資料 15 のとおり]

(8)安全安心まちづくり条例の建築物に関する事務

県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に、共同住宅を建築しようとする者に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関して意見を求めるよう助言し、その旨を警察署長に通知している。

(9)長期優良住宅の普及の促進等に関する法律の施行

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅（長期優良住宅）の普及を促進するため、建築および維持保全に関する長期優良住宅建築等計画の認定等を行っている。 [本業務の執行状況は資料 16 のとおり]

(10)租税特別措置法による優良宅地・優良住宅の認定事務

良好な宅地や住宅の円滑な供給を図る観点から、租税特別措置法において土地譲渡益重課の適用除外または特定長期譲渡所得課税の適用等優遇措置が定められている。この優良な住宅・宅地の供給に資するため、租税特別措置法に定める一定の基準に適合する宅地造成事業等について、その認定事務が宅地規模により知事または市町長に委ねられている。 [本業務の執行状況は資料 17 のとおり]

(11)宅地建物取引業法の施行

宅地建物の円滑適正な取引と購入者等の利益の確保を図るため、宅地建物取引業者の免許制度を実施し、業者の資質の向上と取引士の育成等の指導を行っている。また、一般県民に対しては関係機関と密接な連携を図り、誇大広告の取締りを実施して、宅地建物に関する知識等の周知を図っている。

[本業務の執行状況は資料 18 のとおり]

(12)都市の低炭素化の促進に関する法律（低炭素建築物新築等計画の認定に係るものに限る）の施行

都市の低炭素化の促進を目的に、二酸化炭素の排出の抑制に資する措置の講じられた建築物の普及促進を図るため、建築物の低炭素化に資する建築物に関する低炭素建築物に関する低炭素建築物新築等計画の認定等を行っている。

[本業務の執行状況は資料 19 のとおり]

(13)高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行

高齢者の居住の安定確保を図るため、高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けられることができる良好な居住環境を備えた、サービス付き高齢者向け住宅の登録等を行っている。 [本業務の執行状況は資料 20 のとおり]

(14)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行

住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図る上で重要な役割を担っている賃貸住宅の供給に関し、要配慮者の円滑な入居を促進するため、賃貸住宅の登録等を行っている。

[本業務の執行状況は資料 21・22 のとおり]

3 住宅行政の概要

本県の住宅行政は、地域特性に配慮した持ち家住宅の普及促進、高齢社会を展望し社会資本としての良質住宅ストックの形成、安全で活力あるまちづくりの実現のため、種々の施策を推進している。

(1) 福井県住宅・宅地マスタープラン(福井県住生活基本計画)

令和3年3月に改定された住生活基本計画(全国計画)に即し、人口減少・少子高齢化の一層の進展や空き家の増加、脱炭素社会の実現や新たなライフスタイルへの対応など、住生活を取り巻く状況の変化等を踏まえ、本県の住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年3月に改定した。「ゆとりを実感できる住生活の実現～住生活力の向上による次世代に引き継がれる豊かな住まい・住まい方～」を基本理念とし、県民一人ひとりがゆとりを実感できるよう、住生活力の向上により、多様なゆとりを実感できる施策を展開し、ニーズに合った住まいや住まい方を選択できる機会を提供することで、県民がより人生を豊かに感じられる住生活の実現を目指している。

	基本目標	取組む施策内容
1	脱炭素社会に向けた環境にやさしい住まいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー住宅、長期優良住宅の普及促進 ・長期優良住宅等の普及・認定に向けた地域の体制づくり ・省エネリフォームの普及に向けた技術力向上の支援 ・県産材、越前瓦などを活用した住まいの普及 ・地元工務店のニーズに対応した県産材の供給と消費の拡大 ・次世代の住まい(スマートハウス等)に関する先進事例の発信
2	空き家の適正な維持管理・流通・活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なニーズに対応できる空き家相談会の実施 ・住宅診断(建物状況調査)の普及 ・空き家(除却後の跡地を含む)の適正管理の促進 ・地域単位での空き家抑制・活用のしくみづくり ・UIターン者の居住や多様な利活用による空き家の流通促進 ・老朽空き家等の除却の推進
3	地域の住生活産業の成長	<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅等の普及・認定に向けた地域の体制づくり ・省エネリフォームの普及に向けた技術力向上の支援 ・地元工務店のニーズに対応した県産材の供給と消費の拡大 ・建設関係団体と連携した建設技術者の育成促進
4	災害等に強い安全な住まいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断や耐震改修への支援 ・負担の少ない低コスト、短工期の耐震改修工法の普及 ・応急危険度判定士の育成など災害時に備えた体制づくり ・老朽空き家等の除却の推進 ・雪に強い住まいの普及 ・災害リスクの低い地域における住まい・地域づくり
5	多様な居住ニーズに対応できる住まいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の多世帯同居・近居での活用に対する支援 ・世帯の状況やニーズにあった住替え等の支援
6	高齢者、障がい者等が安心して暮らせるセーフティネットの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネットの拡大に向けたセミナー等の開催 ・市町の居住支援協議会等による居住支援の実施 ・高齢者、障がい者等の意向に応じた空き家活用の仕組みづくり ・サービス付き高齢者向け住宅の供給 ・公営住宅など公的賃貸住宅の適切な供給 ・外壁や設備改修など公営住宅の長寿命化の実施

7	地域特性を活かした住まい・まち並みの保存・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくいの伝統的民家や歴史的建造物等の保存・活用の推進 ・負担の少ない低コスト、短工期の耐震改修工法の普及 ・県産材、越前瓦などを活用した住まいの普及 ・伝統的民家技能者（大工、左官）の登録・育成 ・建設関係団体と連携した建設技術者の育成促進
---	-------------------------	---

(2) 住宅・土地統計調査

総務省は住宅および世帯の居住状況の実態を把握するため、5年毎に「住宅・土地統計調査」を実施している（平成25年10月1日実施、平成30年10月1日実施結果は令和元年度公表）。

県では、前述した「建築動態統計調査」、「建築物実態調査」と「住宅・土地統計調査」の結果を分析し、今後の住宅施策や住宅・宅地マスタープラン策定のための基礎資料としている。 [本業務の調査結果は資料24のとおり]

(3) 住まいづくり支援

ゆとりある住生活の実現と、福井に適合した快適で質の高い生活空間の整備を図るため、次の事業からなる「住まいづくり支援事業」を行う。

① 木造住宅耐震診断促進事業（平成17年度～19年度）

平成17年度から木造住宅耐震診断士の登録制度を設けるとともに、木造住宅耐震診断士の派遣事業を実施する市町に対し、県が補助する制度を開始した。市町が要する費用（1戸あたり27千円）の1/3（9千円）を補助する。

事業主体	市町
補助対象	自己が所有する昭和56年5月以前に建設された戸建て木造住宅
耐震診断費用	1戸あたり30,000円（市町：27,000円 + 自己負担：3,000円）
市町に対する補助額	1戸あたり 国：13,500円、県：9,000円（市町負担4,500円）

一方、建築関係公益法人を主体に、福井県木造住宅耐震促進協議会（事務局：（一社）福井県建築士事務所協会）が設立され、木造住宅耐震診断士の養成講習会の開催、木造住宅耐震診断士の派遣などの事業を行っている。

平成19年度末をもって本事業は終了。平成20年度から木造住宅耐震化促進事業に制度拡充を行った。 [本業務の執行状況は資料25のとおり]

② 木造住宅耐震化促進事業（耐震診断等、耐震改修）（平成20年度～）

平成20年度から、木造住宅耐震診断促進事業を制度拡充し、耐震診断に加えて、補強プラン作成、耐震改修にも支援を行う。平成23年度から、耐震改修について対象となる改修工事の基準を見直した。平成25年度には部分耐震改修に対する補助、平成27年度には伝統的な古民家の耐震改修に対する補助を拡充した。

ア 耐震診断等（耐震診断・補強プラン）

耐震診断および補強プランの作成のために、耐震診断士(*1)の派遣事業を実施する市町に対し、県が補助を行う。

（平成28年度～平成30年度）

事業主体	市町	
補助対象	昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅	
耐震診断	一般診断法による耐震診断	
	診断費用	50,000円/戸（市町45,000円+個人負担5,000円）
	財源内訳	国：22,500円 県：11,250円 市町：11,250円

補強プラン	概略の補強計画作成	
	診断費用	50,000円/戸（市町45,000円＋個人負担5,000円）
	財源内訳	国:22,500円 県:11,250円 市町:11,250円

(令和元年度～)

事業主体	市町	
補助対象	昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅	
耐震診断	一般診断法による耐震診断	
	診断費用	51,000円/戸（市町46,000円＋個人負担5,000円）
	財源内訳	国:23,000円 県:11,500円 市町:11,500円
補強プラン	概略の補強計画作成	
	診断費用	51,000円/戸（市町46,000円＋個人負担5,000円）
	財源内訳	国:23,000円 県:11,500円 市町:11,500円

イ 耐震改修

耐震改修の補助を実施する市町に対し、県が補助を行う。

<全体改修>

(平成20年度～22年度)

事業主体	市町	
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅 ・市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅 ・診断の結果、上部構造評定が1.0未満（積雪を考慮した場合）の住宅 	
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事（積雪を考慮しない場合） （ただし、積雪を考慮しない場合に上部構造評定1.0以上となる場合は、積雪を考慮した場合で、上部構造評定が1.0以上となる改修工事） ・耐震診断士(*1)が補強計画を行い、協議会(*2)の判定を受けること ・耐震診断士が工事監理を行うこと 	
補助金額	耐震改修に要する費用の2/3以内（限度額60万円）	
	財源内訳	県：1/3以内(上限30万円) 市町：1/3以内

(*1)福井県木造住宅耐震診断士

(*2)福井県木造住宅耐震促進協議会

(平成23年度～24年度)

事業主体	市町	
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅 ・市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅 ・耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅（上部構造評定が1.0未満の住宅） 	
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事。ただし、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、改修後の上部構造評定が0.7以上となること ・耐震診断士が補強計画を行い、協議会の判定を受けること ・耐震診断士が工事監理を行うこと 	
補助金額	耐震改修に要する費用の2/3以内（限度額60万円）	
	財源内訳	県：1/3以内(上限30万円) 市町：1/3以内

(平成25年度～29年度) (平成28年度のみ特別加算なし)

事業主体	市町	
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅 ・市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅 ・耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅 (上部構造評定が1.0未満の住宅) 	
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事。ただし、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、改修後の上部構造評点が0.7以上となること ・耐震診断士が補強計画を行うこと ・耐震診断士が工事監理を行うこと 	
補助金額	① 通常額：耐震改修に要する費用の23%以内 (最大80万円)	
	② 特別加算額：工事費用－① (最大30万円)	
	財源内訳	国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内

(平成30年度～令和2年度)

事業主体	市町	
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅 ・市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅 ・耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅 (上部構造評定が1.0未満の住宅) 	
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事。ただし、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、改修後の上部構造評点が0.7以上となること ・耐震診断士が補強計画を行うこと ・耐震診断士が工事監理を行うこと 	
補助金額	耐震改修に要する費用の23%以内 (最大80万円)	
	※市町が所有者への戸別訪問など積極的な取り組みを行う場合は、耐震改修に要する費用の80%以内 (最大100万円)	
	財源内訳	国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内

(令和3年度～)

事業主体	市町	
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅 ・市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅 ・耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅 (上部構造評定が1.0未満の住宅) 	
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事。ただし、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、改修後の上部構造評点が0.7以上となること ・耐震診断士が補強計画を行うこと ・耐震診断士が工事監理を行うこと 	
補助金額	耐震改修に要する費用の80%以内 (最大120万円)	
	財源内訳	国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内

< 部分改修 > (平成25年度～29年度)

事業主体	市町	
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅 ・ 市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅 ・ 耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅 (上部構造評定が1.0未満の住宅) 	
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修後の住宅全体の上部構造評点が改修前の上部構造評点を上回るもの ・ 特定居室の部分診断評点が1.5以上となり、基礎および床の仕様が要件を満たすもの ・ 耐震診断士が補強計画を行うこと ・ 耐震診断士が工事監理を行うこと 	
補助金額	耐震改修に要する費用の23%以内 (最大30万円)	
	財源内訳	国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内

(平成30年度～)

事業主体	市町	
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅 ・ 市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅 ・ 耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅 (上部構造評定が1.0未満の住宅) 	
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修後の住宅全体の上部構造評点が改修前の上部構造評点を上回るもの ・ 特定居室の部分診断評点が1.5以上となり、基礎および床の仕様が要件を満たすもの ・ 耐震診断士が補強計画を行うこと ・ 耐震診断士が工事監理を行うこと 	
補助金額	耐震改修に要する費用の23%以内 (最大30万円)	
	※市町が所有者への戸別訪問など積極的な取り組みを行う場合は、耐震改修に要する費用の80%以内 (最大30万円)	
	財源内訳	国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内

< 伝統的な古民家の耐震改修 > (平成27年度～28年度)

事業主体	市町	
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅 ・ 市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅 ・ 耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅 (上部構造評定が1.0未満の住宅) ・ 建設後50年が経過した住宅、または終戦前(1945年以前)の地域の伝統的民家の意匠を基調とした住宅 	
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事。ただし、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、改修後の上部構造評点が0.7以上となること ・ 耐震診断士が補強計画を行うこと ・ 耐震診断士が工事監理を行うこと 	
補助金額	①通常額：耐震改修に要する費用の23%以内 (最大150万円)	
	②特別加算額：工事費用－① (最大30万円)	
	財源内訳	平成27年度 国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内 平成28年度 国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

(29年度)

事業主体	市町
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none">・個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅・市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅・耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅 (上部構造評定が1.0未満の住宅)・建設後50年が経過した住宅、または終戦前(1945年以前)の地域の伝統的民家の意匠を基調とした住宅
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none">・改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事。ただし、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、改修後の上部構造評点が0.7以上となること・耐震診断士が補強計画を行うこと ・耐震診断士が工事監理を行うこと
補助金額	①通常額：耐震改修に要する費用の23%以内(最大150万円)
	財源内訳 国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

(平成30年度～令和2年度)

事業主体	市町
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none">・個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅・市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅・耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅 (上部構造評定が1.0未満の住宅)・建設後50年が経過した住宅、または終戦前(1945年以前)の地域の伝統的民家の意匠を基調とした住宅
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none">・改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事。ただし、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、改修後の上部構造評点が0.7以上となること・耐震診断士が補強計画を行うこと ・耐震診断士が工事監理を行うこと
補助金額	通常額：耐震改修に要する費用の23%以内(最大150万円) ※市町が所有者への戸別訪問など積極的な取り組みを行う場合は、耐震改修に要する費用の80%以内(最大170万円)
	財源内訳 国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

(令和3年度～)

事業主体	市町
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none">・個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅・市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅・耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅 (上部構造評定が1.0未満の住宅)・建設後50年が経過した住宅、または終戦前(1945年以前)の地域の伝統的民家の意匠を基調とした住宅
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none">・改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事。ただし、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、改修後の上部構造評点が0.7以上となること・耐震診断士が補強計画を行うこと ・耐震診断士が工事監理を行うこと
補助金額	耐震改修に要する費用の80%以内(最大190万円)
	財源内訳 国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

[本業務の執行状況は資料25のとおり]

③ 多世帯同居のリフォーム支援事業（平成25年度～平成26年度）

本制度は、福井県の住まい方の特徴である「多世帯同居」の推進を図ることを目的に、多世帯同居につながる既存住宅の改修工事に要する経費を補助する事業として平成25年度に創設した。

事業主体	市町
補助対象者	・福井県内に所在し、自ら居住している住宅の所有者 ・自ら居住するために所有する既存住宅を改修後に、直系親族の世帯数が1以上増加する者
補助対象工事	・多世帯同居に必要となる工事で下記のア～エのいずれかに該当するもの ア 間取りの変更に関する工事 イ バリアフリー改修工事 ウ 設備の増設工事 エ 同居人数の増加に伴う浄化槽の入れ替え工事
補助金額	市町事業費の1/2（上限額 20万円/戸）

[本業務の執行状況は資料 26 のとおり]

④ 多世帯同居・近居住まい推進事業（平成27年度～）

（令和2年度～住み続ける福井支援事業で実施）

平成27年度から、多世帯同居のリフォーム支援事業を拡充し、多世帯同居への補助に加えて、多世帯近居するための住宅取得に対し、その経費の一部を補助する。

<多世帯同居リフォーム支援>

多世帯同居リフォームの補助を実施する市町に対し、県が補助を行う。

事業主体	市町	
補助対象者	・福井県内に所在し、自ら居住している住宅の所有者 ・自ら居住するために所有する既存住宅を改修後に、直系親族の世帯数が1以上増加する者	
対象となる改修工事	多世帯同居に必要となる工事で下記のア～エのいずれかに該当するもの ア 間取りの変更に関する工事 イ バリアフリー改修工事 ウ 設備の改修工事 エ その他関連工事	
補助金額	(平成27年度～平成29年度) 最大80万円 (平成30年度～令和元年度) 最大90万円 (令和2年度～) 最大60万円	
	財源内訳	(平成27年度) 国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内
		(平成28年度～) 国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

<多世帯近居住宅取得支援>

多世帯近居住宅取得の補助を実施する市町に対し、県が補助を行う。

(平成27年度～平成29年度)

事業主体	市町	
補助対象者	新たに近居するために住宅の建設または購入を行う者 (近居…直系親族の世帯が、同一小学校区または概ね5分圏内に別に居住すること)	
対象となる住宅	敷地面積200㎡以上の一戸建て住宅	
補助金額	最大50万円	
	財源内訳	(平成27年度) 国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内
		(平成28年度～) 国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

(平成30年度～令和元年度)

事業主体	市町	
補助対象者	新たに近居するために住宅の建設または購入を行う者 (近居…直系親族の世帯が、同一小学校区または概ね5分圏内に別に居住すること)	
対象となる住宅	(新築住宅) 敷地面積200㎡以上の一戸建て住宅 (中古住宅) 敷地面積要件なし	
補助金額	(新築住宅) 最大30万円 (中古住宅) 最大50万円	
	財源内訳	国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

(令和2年度～令和3年度) 【住み続ける福井支援事業】

事業主体	市町	
補助対象者	新たに近居するために住宅の建設または購入を行う者 (近居…直系親族の世帯が、同一小学校区または概ね徒歩5分圏内に別に居住すること)	
対象となる住宅	一戸建てで住宅の位置が居住誘導区域等内にあるもの	
補助金額	(新築住宅) 最大30万円	
	財源内訳	国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

[本業務の執行状況は資料 26 のとおり]

(4) 街なみ環境整備事業

住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区形成のための事業である。

本県では、越前市京町地区において、寺社等歴史的資産を活かした生活空間の整備を平成4年度から平成10年度にかけて実施し、さらに、越前市蓬萊地区において蔵を活かした街なみの整備を平成7年度から平成14年度にかけて実施した。

また、坂井市三国町湊町地区において町家等を活かした街なみの整備を平成17年度から平成26年度にかけて実施し、大野市城下町地区では、碁盤目状の町割りや、伝統的な町家を活かした街なみの整備を平成17年度から平成26年度にかけて実施した。

(5) 住宅市街地基盤整備事業

良好な住宅および宅地の供給を促進するために昭和53年度に創設された制度で、国土交通省が定める一定規模以上の住宅建設事業もしくは宅地開発事業、団地の改善に関連して基盤整備が必要となる公共施設（道路・都市公園・下水道・河川等で国土交通省所管となるもの）について通常の国庫補助事業に加えて別枠で補助を行うものである。
[本業務の執行状況は資料 27 のとおり]

(6) 住宅地区改良事業

住宅地区改良法（昭和35年5月18日法律第84号）に基づき、国土交通大臣が指定した地区の不良住宅を除却するとともに、改良住宅を建設して居住者にこれを提供し、地区を整備することによって健全な住宅環境を形成するものである。

なお、この事業は原則として市町が施行し、県は事業の円滑な進捗を図るため指導ならびに技術援助を行う。

(7) 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の委託業務

住宅を建てたいが自力では建設するだけの資金を持たないものに対して長期かつ低利で建設資金を融資することを目的に、県では公庫と業務委託契約を結び、公庫の個人住宅をはじめ分譲住宅、賃貸住宅、産業労働者住宅、中高層耐火住宅および雇用促進事業団融資住宅等の設計審査、現場審査等の事務を取扱ってきた。昭和56年4月から、福井市管内にかかる業務はすべて同市において取扱っている。

なお、平成19年4月1日に「独立行政法人住宅金融支援機構法」（平成17年7月6日法律第82号）が施行され、「住宅金融公庫法」が廃止されたことに伴い、住宅金融公庫が解散され、その権利及び義務を引き継ぐ独立行政法人住宅金融支援機構が設立された。

これまで、旧公庫の一般向け融資住宅の工事審査は、地方公共団体にすべて委託されてきたが、機構が引き継ぐ融資制度は今回大幅に縮小された。

業務委託契約については、旧公庫との契約を解除し、機構との間で新たに締結したが、委託内容は災害関連融資住宅に係る工事審査に限定される。

令和元年10月から工事審査が不要となり、契約も令和3年3月末で期間満了となり業務が終了した。

(8) 地域優良賃貸住宅の供給促進

① 地域優良賃貸住宅（一般型）

賃貸住宅は、持家を取得する前の住宅として根強い需要がある。しかし、民間賃貸住宅には、居住環境の悪いものも少なくない。このため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、民間土地所有者等が良質な賃貸住宅を建設する場合に、建物の共同施設部分に補助し、さらに家賃対策を講じることにより、民間賃貸住宅の居住環境向上と、持家

づくりのための資金づくりに寄与していく。

なお、平成19年9月にそれまでの「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」から、高齢者向け優良賃貸住宅と共に地域優良賃貸住宅制度に再編された。

② 地域優良賃貸住宅（高齢者型）

高齢社会において高齢者の安全で安定した居住を確保するため、民間の土地所有者等による、バリアフリー基準を満たし、緊急時対応サービスを備えた高齢者向けの賃貸住宅整備を、国および地方公共団体の助成により推進する制度が、平成10年度に「高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱」に基づく制度として創設された。県も平成12年度から平成24年度まで国の補助と併せて市町への補助を実施し、高齢者向けの住宅の供給促進を図った。平成13年度から「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく制度となり、平成19年9月から、特定優良賃貸住宅と共に地域優良賃貸住宅制度に再編された。

なお、平成23年4月に地域優良賃貸住宅制度を再編し、従来の「一般型」、「高齢者型」を一本化している。 [本業務の執行状況は資料 28 のとおり]

(9) 県営住宅整備事業等

① 建替事業

[町屋・松本団地建替事業]

町屋団地は、昭和38年度から昭和60年度にかけて建設されたRC造の中層住宅団地で、敷地面積4.3ha、住戸数655戸の大規模団地である。また、松本団地は、昭和27年度から昭和28年度にかけて建設されたRC造の中層住宅団地で、敷地面積0.23ha、住戸数48戸の団地である。両団地については、老朽化が著しい建物や耐震性が劣ると診断された建物が多くあり、これらの再整備が重要な課題となってきた。このため、町屋団地の一部を除却し、松本団地を町屋団地に統合して、新たに高層棟の整備を図ることとし、平成13年度から平成17年度にかけて、第1期の建設工事(SRC造14階建て95戸の高層棟2棟、集会所1棟)を行った。

なお整備にあたり、「1. 高齢者にやさしい」「2. 環境共生」「3. 地域に開かれた公営住宅」「4. 都心居住」を基本コンセプトとしている。

平成15年11月にA棟(95戸)、平成17年7月に集会所、平成18年3月にB棟(95戸)が完成した。

② 公営住宅ストック総合改善事業

[全面的改善事業]

老朽化した県営住宅を全面的に改善することにより、建物の長寿命化および居住性・耐震性・住環境の向上を図り、既存ストックを有効に活用しながら、住宅に対する多様なニーズに即した住宅の供給を促進することを目的としている。

改善実績：平成20年度～21年度 杉の木台団地7号館（26戸）

平成22年度～23年度 杉の木台団地9号館（34戸）

平成24年度～25年度 杉の木台団地10号館（40戸）

[安全性確保型]

阪神・淡路大震災においては公営住宅についても多数の住宅が被害を受けたことに鑑み、居住者の安全の確保、建築物等の被害の軽減の観点からできるだけ速やかに改修するため、既設県営住宅の耐震性能を確認し、耐震性能の劣る建物について所要の改修工事を行うこととした。

平成7年度から平成9年度の3箇年で、昭和56年6月改正の建築基準法による新耐震基準導入前に建設した中層耐火建築の住棟について、耐震診断と耐震補強計画を行った。この耐震診断結果に基づき、杉の木台団地12・13号館（平成10年度～

12年度)、幾久団地2号館(平成11年度～12年度)、大安寺団地1号館(平成23年度)、大安寺団地2・3号館、下荒井団地1・2・3号館(平成24年度)、清水グリーンハイツ1・2・3・4・5・6・7号館(平成25年度)、杉の木台団地1・3・4・5・6号館(平成26年度)、北日野団地1・2号館(平成27年度)、杉の木台団地2号館(平成28年度)について耐震改修工事を行った。

また、住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、全団地に住宅用火災警報器を設置した(平成18年度～22年度)。

[福祉対応型]

近年、平均寿命の伸長や出生率の低下等により、いまだかつて経験のない速さで高齢化が進行しており、今後、住宅施策においても急速に増加する高齢者の居住の安定を図ることが重要な課題となっている。これらのことから、平成13年度から中層耐火構造の住棟の1階部分を高齢者向け住宅に改善し、今後の高齢社会に対応した住宅を供給している(改善実績:63戸)。

また、既設県営住宅の共用階段に手摺りを設置した(平成15年度～16年度)。

[居住性向上型]

屋根防水改修の際に断熱防水とし、断熱性能を高めて室内の結露を防止し冷暖房の効率を図ることにより、居住性の向上、環境への配慮を図っている(改修実績:20棟)。

[長寿命化型]

外壁の劣化により、モルタルの剥離落下の危険性やひび割れ等による躯体の劣化を招いていることから、平成13年度から外壁の改修を行い良好な維持管理を図っている(改修実績:50棟)。

(10) 県営住宅等の管理

住宅管理業務の主なものは、入退去、家賃決定・収納、維持修繕等である。

入居については、原則、空家になった住宅を公募し、公開抽選により入居者を決定している。また、住宅管理については、万全を期すために県営住宅管理人を設け、緊密な連絡を保ちながら住宅および共同施設の管理、環境を良好な状態にするよう入居者の指導、家賃の納付促進、入居者の状況把握を行っている。

福井市にある県営住宅の管理は、昭和59年度から福井県住宅供給公社に委託し、平成6年度からは修繕業務も併せて委託していた。平成17年6月の公営住宅法改正により、平成18年度からは福井県住宅供給公社へ管理代行していた。

平成23年度からは指定管理者制度を導入し、耐火構造の住宅について北部地域と南部地域に分けて2事業主体が管理している。なお、木造の住宅は、それぞれ所轄の土木事務所が管理している。 [本業務の執行状況は資料31のとおり]

(11) 住教育推進事業

福井県の住環境は、三世同居が多く、一戸建率が高く、住宅の延べ面積が大きいなどの特長がある。このような福井の地域特性を活かしたより良い資産を次世代に残していくためには、県民一人ひとりが、住まいやまちづくりに関心を持ち、理解を深め、身近にできることから実践につなげていくことが重要である。今まで気付かなかった「住まい」「まち並み」「住まい方」の新たな価値を考え学ぶ「住教育」を推進し、地域への誇りと愛着を育み、ゆとりある豊かな住生活の実現を目指している。

具体的には、平成23年度から平成26年度まで県内各市町からモデル地区を1地区ずつ選定し、住民参加型ワークショップを開催し、まち歩きや景観を演出する取組みを通じ、自分たちが住んでいる地域の良さを再認識してもらい、住環境をより良い形で次世代に継承する意識醸成を図っている。また、モデル地区の小学校において、伝統的な技術や道具に触れ、木の文化や住文化への関心を高めるため、宮大工や住文

化専門家による体験講座を開催した。

平成27年度からは小学校5・6年生の家庭科の単元「寒い(暑い)季節を快適に」に関連した講座を行い、涼しさや温かさといった住まいや身近な環境に対する感覚を体感し、季節に応じた快適な住まい方について理解を深めてもらっている。

[本業務の執行状況は資料 32 のとおり]

(12) 空き家対策事業

福井県では、空き家の活用、危険な老朽空き家の発生の抑制・除却を図るため、次の施策を行っている。

① 福井県空き家対策協議会

福井県では、市町と連携し、増加している空き家問題への取組みとして、平成23年度に、「空き家問題に関する関係市町課長会議」を設置、平成24年度に「空き家対策市町連絡調整会議」を設置した。特に平成24年度には、市町による空き家の実態調査を行った。また、平成25年度からは関係団体を加えた「福井県空き家対策協議会」を設置し、市町の空き家対策への参考として、空き家所有者等の特定に関する検討や危険な空き家の判断基準の検討等について、「福井県空き家対策マニュアル(第1版)」として取りまとめた。さらに平成26年度には、行政代執行による事務手続きや法人破産における既存建築物への対応等について取りまとめ、「福井県空き家対策マニュアル(第2版)」を策定した。

平成27年度に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行され、市町は倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にある空き家を「特定空家等」と認定した場合、その所有者等に対して必要な措置を行うよう指導等を行うことが可能となった。これを受け、平成28年度には、市町が実務上効率的かつ公平に特定空家等と判断するための参考として「特定空家等と判断するためのモデル基準」を策定した。

② ふくい空き家情報バンク

「空き家情報バンク」は、県内にある市場化されていない空き家のうち、賃貸借・売買可能なものについて、既存ストックの有効活用や定住促進施策に活用することを目的に、所有者の意向のもと市町のホームページ上で物件情報の公開を行うもので、平成18年度から実施している。平成26年7月時点で、全17市町の整備が完了し、県では各市町の空き家情報を「ふくい空き家情報バンク」として一元化し、県内外へ情報発信している。

③ 福井県住宅診断制度(平成25年度～平成29年度)

福井県住宅診断制度は、県が登録した住宅診断士による中古住宅の診断を実施し、良好な中古住宅の流通促進を図ることを目的として、平成25年度から実施している。制度の運用は県と協定を締結した(一社)福井県建築士事務所協会が行っている。また、住宅診断を実施し、「ふくい空き家情報バンク」へ登録する場合は、診断料の補助を行っている。

平成29年度末をもって本事業は終了。平成30年度より、空き家対策支援事業へ移行している。

④ 空き家対策支援事業(平成29年度～)

世帯数の減少に伴い今後も増加が見込まれる空き家の抑制を図ることを目的として、空き家の流通促進につながる無料相談会の開催、老朽空き家の除却への補助を行う市町に対し、その費用の一部を補助する事業として平成29年度に創設した。

平成30年度には、空き家診断への補助を拡充した。

令和2年度からは、除却補助の対象を、使う見込みがない旧耐震基準の空き家(準

老朽空き家)まで拡大するとともに、非木造の老朽空き家などへの加算措置を講じている。

事業名	空き家流通促進事業	老朽空き家等除却事業	空き家診断促進事業
事業主体	空き家所有者等、市町	空き家所有者等、市町	空き家所有者等
対象事業費	相談会等、空き家の流通促進に係る費用	特定空家等または不良住宅の除却工事費用	空き家診断（既存住宅状況調査）に係る費用
補助率等	事業費の27.5%以内または市町費の1/2 のいずれか小さい方の額		
補助上限額	200,000円/市町	①老朽空き家 137,500円/戸(加算無) 275,000円/戸(加算有) ②準老朽空き家 82,500円/戸(加算無) 165,000円/戸(加算有)	9,625円/戸

[本業務の執行状況は資料 33のとおり]

④ 空き家適正管理促進事業（令和3年度～）

所有者が遠方にいる等の理由により、直接の管理が難しく放置される空き家の抑制や利活用の促進を目的として、民間の空き家管理代行サービス利用への補助を行う市町に対し、その費用の一部を補助する事業として令和3年度に創設した。

事業主体	市町
補助対象者	空き家所有者等
補助対象事業	空家等対策計画を作成した市町の区域内で行われる管理代行サービスの利用に係る費用
補助金額	事業費の27.5%以内または市町費の1/2 のいずれか小さい方の額 (上限額 9.9千円/件)

[本業務の執行状況は資料 33のとおり]

⑤ U・Iターン者空き家リフォーム支援事業（平成25年度）

福井県への定住を促進するとともに、空き家の有効活用を図ることを目的に、空き家の改修工事を行うUターン者およびIターン者への補助を実施する市町に対し、その費用の一部を補助する事業として平成25年度に創設した。

事業主体	市町
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・現に福井県内に住所を有していない者 ・「ふくい空き家情報バンク」に登録されている物件を購入し居住するために改修する者で、当該物件の所有者と売買契約を締結している者 ・改修した空き家に5年以上居住する見込みのある者
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の質を向上させるための工事で、次のいずれかに該当するもの ア 空き家の全部または一部の修繕、補修、模様替え、補強工事、更新工事 イ 空き家の一部を増築する工事および一部を改築する工事 ・福井県内に主たる営業所を有する建設業者等が施工する工事
補助金額	市町事業費の1/2（上限額 10万円/戸）

[本業務の執行状況は資料 34のとおり]

⑥ U・Iターン者空き家住まい支援事業（平成27年度～平成28年度）

平成27年度からU・Iターン者空き家リフォーム支援事業を拡充し、リフォームの補助に加えて、Uターン者およびIターン者の空き家購入の補助をする市町に対し、その費用の一部を補助する。

<購入補助>

事業主体	市町	
補助対象者	空き家を購入するU・Iターン者	
補助対象住宅	U・Iターン者が居住するための「ふくい空き家情報バンク」に登録されている一戸建て住宅の購入費用	
補助金額	上限額 50万円	
	財源内訳	(平成27年度) 国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内
		(平成28年度～) 国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

<リフォーム補助>

事業主体	市町	
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家を購入または賃貸するU・Iターン者 ・U・Iターン者を賃貸で居住させる空き家所有者またはサブリース業者 	
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の質を向上させるための工事で、次のいずれかに該当するもの ア 空き家の全部または一部の修繕、補修、模様替え、補強工事、更新工事 イ 空き家の一部を増築する工事および一部を改築する工事 ・福井県内に主たる営業所を有する建設業者等が施工する工事 	
補助金額	上限額 50万円	
	財源内訳	(平成27年度) 国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内
		(平成28年度～) 国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

[本業務の執行状況は資料 34 のとおり]

⑦ 子育て世帯と移住者への住まい支援事業（平成29年度～令和元年度）

平成29年度からU・Iターン者空き家住まい支援事業を拡充し、移住者への支援に加えて、安心して子供を産み育てられる住環境を必要としている子育て世帯を支援対象とし、空き家購入や空き家のリフォーム工事への補助を行う市町に対し、その費用の一部を補助する。

<購入補助>

事業主体	市町	
補助対象者	空き家を購入する子育て世帯または移住者	
補助対象住宅	子育て世帯や移住者が居住するための「ふくい空き家情報バンク」に登録されている一戸建て住宅の購入費用	
補助金額	上限額 50万円	
	財源内訳	国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

<リフォーム補助>

事業主体	市町	
補助対象者	空き家を購入または賃貸する子育て世帯または移住者	
補助対象 工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の質を向上させるための工事で、次のいずれかに該当するもの ア 空き家の全部または一部の修繕、補修、模様替え、補強工事、更新工事 イ 空き家の一部を増築する工事および一部を改築する工事 ・ 福井県内に主たる営業所を有する建設業者等が施工する工事 	
補助金額	上限額 50万円	
	財源内訳	国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

[本業務の執行状況は資料 34 のとおり]

⑧ 子育て世帯等への住まい支援（令和2年度～）【住み続ける福井支援事業】

移住者の福井県への定住促進、子育て世帯等への住環境の向上および空き家の有効活用を図ることを目的とし、空き家購入や空き家のリフォーム工事への補助を行う市町に対し、その費用の一部を補助する。

<購入補助>

事業主体	市町	
補助対象者	空き家を購入する移住者、子育て世帯・新婚世帯・進出企業の従業員等、新たに多世帯近居をするために空き家を購入する者	
補助対象 住宅	子育て世帯、新婚世帯、進出企業の従業員等や移住者が居住するための「ふくい空き家情報バンク」に登録されている一戸建て住宅	
補助金額	上限額 居住誘導区域等内：60万円、居住誘導区域等外：30万円	
	財源内訳	国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

<リフォーム補助>

事業主体	市町	
補助対象者	空き家を購入する移住者、子育て世帯・新婚世帯・進出企業の従業員等、空き家を購入または賃借し新たに多世帯近居をする者またはした者	
補助対象 住宅	子育て世帯、新婚世帯、進出企業の従業員等や移住者が居住するための「ふくい空き家情報バンク」に登録されている一戸建て住宅	
補助対象 工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の質を向上させるための工事で、次のいずれかに該当するもの ア 空き家の全部または一部の修繕、補修、模様替え、補強工事、更新工事 イ 空き家の一部を増築する工事および一部を改築する工事 	
補助金額	上限額 居住誘導区域等内：60万円、居住誘導区域等外：30万円	
	財源内訳	国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

[本業務の執行状況は資料 34 のとおり]

参 考 資 料

1【建築住宅課所管の歳入歳出決算概要】	30
2【出資・出捐・設立許可している公益法人等】	31
3【建築確認、許可等取扱件数】	33
4【道路位置指定件数】	37
5【定期調査等の報告件数】	38
6【県下の着工建築物の状況】	39
7【建築協定認可一覧】	44
8【建設リサイクル法による対象建設工事に係る届出等件数】	44
9【二級・木造建築士試験結果等】	45
10【市街地再開発事業実施状況】	46
11【建築物におけるバリアフリー法による認定件数】	48
12【建築物省エネ法適合性判定通知・届出受理件数】	48
13【建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 性能向上計画等認定件数】	48
14【福祉のまちづくり条例 特定施設新築等の届出件数】	49
15【がけ地近接等危険住宅移転事業の実施状況】	50
16【長期優良住宅の普及の促進等に関する法律 認定件数】	51
17【優良宅地・優良住宅認定取扱件数】	51
18【宅地建物取引士と取引業者の登録状況等】	52
19【都市の低炭素化の促進に関する法律 低炭素建築物新築等計画認定件数】	53
20【サービス付き高齢者向け住宅の登録数】	53
21【住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録数】	53
22【住宅確保要配慮者居住支援法人の指定数】	53
23【住宅政策の取り組み状況】	54
24【住宅・土地統計調査】	56
25【木造住宅耐震化促進事業実績戸数】	57
26【多世帯同居・近居住まい推進事業 実績戸数】	58
27【住宅市街地基盤整備事業（旧住宅宅地関連公共施設等総合整備事業）実績】	59
28【地域優良賃貸住宅の建設戸数】	60
29【公営住宅・特定公共賃貸住宅の整備戸数】	61
30【公営住宅等管理戸数】	61
31【県営住宅の管理戸数】	62
32【住教育推進事業】	63
33【空き家対策支援事業 実績】	64
34【子育て世帯と移住者への住まい支援事業 実績戸数】	66
35【営繕工事】	67
36【県産品活用推進】	70

1【建築住宅課所管の歳入歳出決算概要】（事業別・年度別）

(1)歳入

決算額または 予算額 (斜体で示す)

(単位：千円)

費目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
使用料・手数料	558,818	534,415	503,967	496,856	489,044	499,255
使用料	470,503	461,221	442,511	440,019	428,990	418,338
手数料	72,029	73,194	61,456	56,837	60,054	80,917
国庫支出金	113,558	19,833	73,700	43,568	85,994	90,162
国庫補助金	113,108	19,383	73,250	43,118	85,708	89,850
委託金	450	450	450	450	286	312
繰入金	0	0	0	0	0	0
繰入金	0	0	0	0	0	0
寄附金	0	0	0	0	0	0
寄附金	0	0	0	0	0	0
財産収入	0	19,104	0	0	0	0
土地売却収入	0	19,104	0	0	0	0
残余財産収入	0	0	0	0	0	0
出資財産収入	0	0	0	0	0	0
諸収入	1,104	952	970	48	9	2,010
貸付金元利収入	0	0	0	0	0	0
受託事業収入	0	0	0	0	0	0
雑入	1,104	952	970	48	9	2,010
県債	62,000	28,000	46,000	73,000	0	56,000
県債	62,000	28,000	46,000	73,000	0	56,000
歳入計	735,480	602,304	624,637	613,472	575,047	647,427

手数料の証紙による収納額（令和3年度内訳）

費目	件数	金額	一件当たりの金額
09 建築確認申請	2,752	41,101,000	5,000 ~ 460,000
41 建築許可申請	30	1,584,000	30,000 ~ 180,000
建築物エネルギー消費性能関係	108	4,454,800	4,700 ~ 870,000
15 宅地建物取引業者免許申請	132	4,356,000	33,000
19 " 取引士登録	106	3,922,000	37,000
21 " " 証交付	273	1,228,500	4,500
25 " " 登録移転	1	8,000	8,000
27 優良宅地造成認定申請	0	0	130,000 ~ 870,000
29 長期優良住宅	381	2,643,000	6,000 ~ 5,000,000
低炭素化建築物手数料	109	757,000	5,000 ~ 899,000
計	3,892	60,054,300	

(2)歳出

決算額または 予算額 (斜体で示す)

(単位：千円)

費目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
土木管理費	57,141	69,227	43,206	45,274	75,549	129,791
建築指導費						
住宅費	168,910	170,846	177,668	175,063	177,612	177,399
住宅管理費						
住宅費	190,766	87,309	144,489	121,251	171,033	198,930
住宅建設費						
(公共事業)						
県営住宅建設費等	188,660	85,834	143,039	120,380	169,852	197,430
住宅供給公社関係費	0	0	0	0	0	0
その他	2,106	1,475	1,450	871	1,181	1,500
歳出計	416,817	327,382	365,363	341,588	424,194	506,120

2【出資・出捐・設立許可している公益法人等】

令和4年6月末現在

<p>一般社団法人 福井県建築士会 〔昭和27年3月15日設立許可、平成25年4月1日一般社団法人へ移行〕 住 所：福井市御幸3丁目10-15 建設会館2階 TEL：0776-24-8781 目 的：会員相互の信頼協力により、建築士の業務の進歩改善と品位の向上を図り建築文化の進展に資し、広く社会に貢献する。 役 員：32名（会長：横山 義博） 正会員：934名 準会員：1名 賛助会員：312名</p>
<p>一般社団法人 北陸住宅宅地経営協会 〔昭和42年3月15日設立許可、平成25年5月21日一般社団法人へ移行〕 住 所：福井市順化1丁目21-19 TEL：0776-22-7017 目 的：住宅・宅地の円滑な供給を図るための政策活動、社会福祉増進に寄与するための住宅・宅地制度の普及活動、住宅宅地供給事業の環境改善を図るための調査・研究活動を推進する。 役 員：7名（理事長：瀧波 成嘉） 正会員：6名 賛助会員：1名</p>
<p>公益社団法人 福井県宅地建物取引業協会 〔昭和42年4月3日設立許可、平成25年4月1日公益社団法人へ移行〕 住 所：福井市宝永4丁目4-3 福井県宅建会館 TEL：0776-24-0680 目 的：会員の品位及び資質の向上並びに会員相互の緊密な結合及び自律を図り、取引の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に関する業務を行い、本業全般の社会的・経済的水準を高め、もって公共の福祉の増進に寄与する。 役 員：23名（会長：山下 健治） 正会員：486名</p>
<p>一般社団法人 福井県建築組合連合会 〔昭和45年6月15日設立許可、平成25年4月1日一般社団法人へ移行〕 住 所：福井市日之出5丁目4-7 建築会館1階 TEL：0776-54-2615 目 的：会員の協力によって、建築技術者の業務の進歩改善に品位の保持向上を図り、広く社会公共の福祉増進に寄与する。 役 員：20名（監事4名含む）（会長：角田 義幸） 正会員：2,448名</p>
<p>一般社団法人 福井県建築士事務所協会 〔昭和52年6月16日設立許可、平成25年4月1日一般社団法人へ移行〕 住 所：福井市日之出5丁目4-7 建築会館3階 TEL：0776-54-1552 目 的：建築士事務所の業務の適正な運営と、健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与する。 役 員：17名（会長：木下 賀之） 正会員：204名 協力会員：94名</p>
<p>一般財団法人 福井県建築住宅センター 〔昭和59年11月22日設立許可、平成23年11月22日一般財団法人へ移行〕 住 所：福井市御幸3丁目10-15 建設会館3階 TEL：0776-23-0457 目 的：住宅需要者の保護、建築物の防災対策の推進および建築関連業界の健全な発展を図る。 役 員：9名（評議員4名含む）（理事長：松本 正輝）</p>

一般財団法人 不動産適正取引推進機構

〔昭和59年4月12日設立許可、平成25年4月1日一般財団法人へ移行〕

住 所：東京都港区虎ノ門3丁目8-21

TEL：03-3435-8111

目 的：不動産取引をめぐる紛争を未然に防止し、適正かつ迅速な処理を推進して消費者の保護と宅地建物取引業の健全な発展に寄与する。

役 員：14名（理事長：峰久 幸義）

出 捐：福井県 1,000千円(0.1%) 基本財産：700,000千円

一般財団法人 建築コスト管理システム研究所

〔平成4年9月28日設立許可、平成24年4月1日一般財団法人へ移行〕

住 所：東京都港区西新橋3丁目25-33 NP御成門ビル5階

TEL：03-3434-1530

目 的：公共建築物のコスト管理のあり方に関して、経済社会の動向や技術の進展に対応した調査研究、開発等を行い、公共建築物のコスト管理システムの近代化を推進することにより、社会基盤として質の高い建築物の整備及び建築技術の向上に資する。

役 員：13名（監事2名含む）（理事長：春田 浩司）

出 捐：福井県 1,000千円(0.2%) 基本財産：334,000千円

一般財団法人 高齢者住宅財団

〔平成5年3月31日設立許可、平成25年4月1日一般財団法人へ移行〕

住 所：東京都千代田区神田錦町一丁目21番1号 ヒューリック神田橋ビル4階

TEL：03-6870-2410

目 的：高齢社会に対応した住宅・生活関連サービス等に関する調査・研究と事業化を支援し、住生活の安定・向上と福祉の増進に寄与する。

役 員：12名（理事長：加藤 利男）

出 捐：福井県 5,000千円(0.2%) 61公的団体 企業70社 基本財産：317,250千円

3 【建築確認、許可等取扱件数】

(1) 確認申請等取扱件数（令和3年度）

	確認申請		計画通知		合計		中間検査			
	確認済証 交付件数	検査済証 交付件数	確認済証 交付件数	検査済証 交付件数	確認済証 交付件数	検査済証 交付件数	受理件数	交付件数		
法6条1、3号	土木事務所	福井	1	0	1	2	2	2	0	0
		三国	41	29	0	0	41	29	3	3
		奥越	13	4	2	1	15	5	0	0
		丹南	50	31	4	1	54	32	12	12
		鯖丹	32	17	3	0	35	17	0	0
		敦賀	13	14	2	1	15	15	3	3
		小浜	22	13	2	0	24	13	7	7
	福井県小計	172	108	14	5	186	113	25	25	
	福井市	77	49	8	4	85	53	22	22	
	指定確認検査機関	336	222	0	0	336	222	119	119	
合計	585	379	22	9	607	388	166	166		
法6条4号	土木事務所	福井	17	16	1	1	18	17		
		三国	158	143	3	3	161	146		
		奥越	163	138	1	3	164	141		
		丹南	225	229	2	3	227	232		
		鯖丹	190	161	3	1	193	162		
		敦賀	271	268	5	4	276	272		
		小浜	172	149	2	2	174	151		
	福井県小計	1,196	1,104	17	17	1,213	1,121			
	福井市	256	216	12	7	268	223			
	指定確認検査機関	2,459	2,081	0	0	2,459	2,081			
合計	3,911	3,401	29	24	3,940	3,425				
建築設備	土木事務所	福井	0	0	2	2	2	2		
		三国	5	5	0	0	5	5		
		奥越	1	2	0	0	1	2		
		丹南	6	8	0	0	6	8		
		鯖丹	4	1	0	0	4	1		
		敦賀	1	1	3		4	1		
		小浜	1	1	1	1	2	2		
	福井県小計	18	18	6	3	24	21			
	福井市	12	12	5	5	17	17			
	指定確認検査機関	45	45	0	0	45	45			
合計	75	75	11	8	86	83				
工作物	土木事務所	福井	0	0	0	0	0	0		
		三国	4	4	0	0	4	4		
		奥越	1	1	0	0	1	1		
		丹南	4	12	1	1	5	13		
		鯖丹	5	4	1	1	6	5		
		敦賀	11	6			11	6		
		小浜	2	1	0	0	2	1		
	福井県小計	27	28	2	2	29	30			
	福井市	12	11	1	1	13	12			
	指定確認検査機関	83	44	0	0	83	44			
合計	122	83	3	3	125	86				
計	土木事務所	福井	18	16	4	5	22	21	0	0
		三国	208	181	3	3	211	184	3	3
		奥越	178	145	3	4	181	149	0	0
		丹南	285	280	7	5	292	285	12	12
		鯖丹	231	183	7	2	238	185	0	0
		敦賀	296	289	10	5	306	294	3	3
		小浜	197	164	5	3	202	167	7	7
	福井県小計	1,413	1,258	39	27	1,452	1,285	25	25	
	福井市	357	288	26	17	383	305	22	22	
	指定確認検査機関	2,923	2,392	0	0	2,923	2,392	119	119	
合計	4,693	3,938	65	44	4,758	3,982	166	166		

* 確認済証交付件数には計画変更分を含む

(2) 許可等申請取扱件数（令和3年度）

土木	許可等申請取扱件数	許可等申請取扱総件数の内訳																												
		法第7条の6第1項	法第18条第24項		法第43条第2項	法第44条第1項	法第47条	法第48条							法第51条	法第52条	法第53条	法第53条の2	法第55条		法第56条の2	法第59条	法第59条の2	法第68条	法第85条	法第86条の8	令第137条の16			
			第1号	第2号				第1・2項	第3・4項	第5・7項	第8項	第9項	第10項	第11項					第12項	第13項								第2項	第3項	第1号
許可等件数	福井																													
	三国	12		2	5																							5		
	奥越	1			1																									
	丹南	3	1		1																							1		
	鯖丹	4		1	3																									
	敦賀	4			1																								3	
	小浜	6	1	1	1																								3	
	合計	30	2	4	12																								12	
不許可件数（取下含む）	福井																													
	三国																													
	奥越																													
	丹南																													
	鯖丹																													
	敦賀	1			1																									
	小浜																													
	合計	1			1																									
許可手数料 単位千円	福井																													
	三国	579		54	165																							360		
	奥越	33			33																									
	丹南	273	120		33																							120		
	鯖丹	126		27	99																									
	敦賀	153			33																							120		
	小浜	420	120	27	33																							240		
	合計	1,584	240	108	396																							840		

* 許可等件数には前年度受付分を含む

(3) 確認申請件数及び手数料の推移

受付場所	年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度			計
						確認	中間	完了	
確認等申請受付件数	福井土木事務所	73	49	58	59	22	0	21	43
	三国 "	564	485	521	359	206	3	181	390
	奥越 "	385	378	367	330	183	0	146	329
	丹南土木事務所	746	723	613	562	286	13	285	584
	鯖江丹生土木部	819	750	636	457	233	0	193	426
	敦賀土木事務所	647	621	674	591	306	3	294	603
	小浜 "	352	362	376	360	208	6	163	377
	(件) 合計	3,586	3,368	3,245	2,718	1,444	25	1,283	2,752
確認等手数料	福井土木事務所	1,307	680	922.5	804	259	0	230	489.0
	三国 "	9,216	7,775	8,334.5	6,009.5	3308	73	3,385	6,766.0
	奥越 "	6,378	5,824	5,634	4,543	2,331	0	2,239	4,570.0
	丹南土木事務所	12,074	11,692	9,740.5	9,016	4,207	473	4,705	9,385.0
	鯖江丹生土木部	11,944	11,783	10,107	6,605	2,994	0	3,160	6,154.0
	敦賀土木事務所	9,724	9,454	10,297	8,358.5	3,677	86	4,422	8,185.0
	小浜 "	5,219	5,245	5,246.5	5,004	2756	159	2,637	5,552.0
	(千円) 合計	55,862	52,453	50,282.0	40,340.0	19,532	791	20,778	41,101.0

注1) 平成11年度より建築確認申請、完了検査申請に分かれている。

(建築確認申請には計画変更確認申請を含む。)

注2) 平成19年度から平成27年度までは構造計算適合性判定料を含む。

(4) 違反建築物取扱件数

A. 処分件数 (令和3年度)

	違反建築物件数						是正された件数	法9条12項による手続きをとった件数			告発件数				
	法9条により	命令をした件数	行政指導をした建築物数	計	法9条1項により	命令を出した件数		法9条7項により	命令を出した件数	法9条10項により		命令を出した件数	戒告	代執行命令書の交付	代執行の実行
福井土木事務所															
三国 "															
奥越 "			1	1						1					
丹南土木事務所															
鯖江丹生土木部															
敦賀土木事務所															
小浜 "															
合計	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	

B. 違反事項別（令和3年度）

違反該当条項 および違反事項	違反建築物件数							法第9条による 命令を出した件数							是正された件数									
	福井	三国	奥越	丹南	鯖丹	敦賀	小浜	計	福井	三国	奥越	丹南	鯖丹	敦賀	小浜	計	福井	三国	奥越	丹南	鯖丹	敦賀	小浜	計
[法6条] 確認申請手続き			1					1											1					1
[法22条] 22条区域における屋根及 び外壁の不燃																								
[法35条] 避難施設等																								
[法35条の2] 内装制限																								
[法27条、法36条] 耐火構造、防火構造等																								
[法20条、法36条] 構造耐力上の規定																								
[法43条] 敷地等と道路の関係																								
[法44条] 道路内の建築制限																								
[法45条] 私道の変更または廃止の 制限																								
[法48条] 用途地域内の建築制限																								
[法52条] 容積率制限																								
[法53条] 建ぺい率制限																								
[法54条] 第一、二種低層住専内に おける外壁の後退距離																								
[法55条] 第一、二種低層住専内の 絶対高さ制限																								
[法56条1項1号] 道路斜線制限																								
[法56条1項2号] 隣地斜線制限																								
[法56条1項3号] 北側斜線制限																								
[法56条の2] 日影による中高層の建築 物の高さの制限																								
[法58条] 高度利用地区の高さ制限																								
[法61条、法62条] 防火地域及び準防火地域 内の建築物の構造																								
その他																								
合 計			1					1											1					1

(5) 既存不適格建築物取扱件数（令和3年度）

	法第10条により 命令した 建築物件数		既存不適格 建築物件数		是正された件数		告発件数	
福井土木事務所								
三国 //								
奥越 //								
丹南土木事務所								
鯖江丹生土木部								
敦賀土木事務所								
小浜 //								
合計		0		0		0		0

4 【道路位置指定件数】

(道路延長：m)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	指定 件数	道路 延長	指定 件数	道路 延長	指定 件数	道路 延長	指定 件数	道路 延長	指定 件数	道路 延長
福井土木事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三国 //	5	578	0	0	1	13	4	225	2	1171
奥越 //	1	63	1	72	0	0	1	54	0	0
丹南土木事務所	2	199	3	174	2	151	3	206	6	426
鯖江丹生土木部	4	153	3	219	4	217	6	314	2	106
敦賀土木事務所	5	301	1	28	3	146	1	19	3	208
小浜 //	3	127	7	451	2	94	2	103	2	109
合計	20	1421	15	944	12	621	17	921	15	2020

5【定期調査等の報告件数】（令和3年度）

		特殊建築物	昇降機	建築設備	防火設備
法第12条第1項 又は第3項により 調査又は検査され るべき件数	福井土木事務所	0	91	17	16
	三国 //	0	531	118	70
	奥越 //	0	174	59	48
	丹南土木事務所	0	371	89	67
	鯖江丹生土木部	4	367	116	97
	敦賀土木事務所	0	453	277	84
	小浜 //	0	238	101	81
合 計		4	2,225	777	463
法第12条第1項 又は第3項による 報告件数	福井土木事務所	0	86	14	13
	三国 //	14	408	78	54
	奥越 //	0	164	51	38
	丹南土木事務所	0	359	80	63
	鯖江丹生土木部	4	359	95	78
	敦賀土木事務所	0	427	160	61
	小浜 //	6	230	64	55
合 計		24	2,033	542	362
定期調査等の結果 是正措置を講ずる 必要があると判明 した件数	福井土木事務所	0	54	8	8
	三国 //	5	7	45	19
	奥越 //	0	6	27	14
	丹南土木事務所	0	1	48	24
	鯖江丹生土木部	2	8	58	29
	敦賀土木事務所	0	0	80	17
	小浜 //	3	0	38	32
合 計		10	76	304	143

6【県下の着工建築物の状況】（建築動態統計調査より）

(1) 建築物着工床面積（市郡部別）

A. 年別（平成29年～令和3年）

（単位：㎡）

年		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
市郡部						
	福井市	251,338	274,396	276,482	-	-
	敦賀市	57,865	90,476	116,249	-	-
	小浜市	23,182	25,486	26,425	「令和2年4月より、国土交通省建築着工統計調査の集計事項の変更により、市郡部別の内訳は公表していない」	
	大野市	24,113	18,299	28,547		
	勝山市	16,659	13,321	16,380		
	鯖江市	69,881	71,346	94,198		
	あわら市	30,762	42,898	38,116		
	越前市	167,993	159,252	134,810		
	坂井市	80,392	112,727	97,102		
	市部計	722,185	808,201	828,309	-	-
	郡部計	95,615	93,710	83,830	-	-
	総計	817,800	901,911	912,139	723,163	881,862

B. 年度別（平成29年度～令和3年度）

（単位：㎡）

年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市郡部						
	福井市	237,445	264,699	285,667	-	-
	敦賀市	61,550	118,467	104,766	-	-
	小浜市	27,340	24,307	21,501	「令和2年4月より、国土交通省建築着工統計調査の集計事項の変更により、市郡部別の内訳は公表していない」	
	大野市	22,585	27,458	21,530		
	勝山市	16,408	16,530	12,016		
	鯖江市	69,731	73,543	91,159		
	あわら市	33,706	37,957	40,838		
	越前市	144,676	174,911	119,496		
	坂井市	83,317	111,271	106,891		
	市部計	696,758	849,143	803,864	-	-
	郡部計	92,765	90,512	79,273	-	-
	総計	789,523	939,655	883,137	690,566	783,010

(2) 建築物着工床面積（構造別）

A. 年別（平成29年～令和3年）

（単位：㎡）

年		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
構造						
	木造	422,282	448,977	495,797	422,041	448,083
	SRC造	6,863	9,005	0	15,981	281
	RC造	42,601	17,245	46,578	33,049	47,653
	S造	342,420	417,676	363,456	246,852	373,605
	CB造	124	60	155	13	0
	その他	3,510	8,948	6,153	5,227	12,240
	総計	817,800	901,911	912,139	723,163	881,862

※SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、CB造：コンクリートブロック造

B. 年度別（平成29年度～令和3年度）

（単位：㎡）

年度 構造	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
木造	409,081	474,630	483,968	416,077	376,757
SRC造	6,906	8,841	15,311	670	8,132
RC造	37,102	11,098	54,219	24,691	46,922
S造	332,105	435,122	324,142	243,617	340,119
CB造	135	151	66	0	0
その他	4,194	9,813	5,431	5,511	11,080
総計	789,523	939,655	883,137	690,566	783,010

※SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、CB造：コンクリートブロック造

(3) 新設住宅着工戸数（市郡部別）

A. 年別（平成29年～令和3年）

（単位：戸）

年 市郡部	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
福井市	1,551	1,588	1,667	-	-
敦賀市	417	438	597	-	-
小浜市	147	173	221	「令和2年4月より、国土 交通省建築着工統計調査 の集計事項の変更により、 市郡部別の内訳は公表し ていない」	
大野市	70	71	74		
勝山市	62	75	61		
鯖江市	406	395	637		
あわら市	127	141	156		
越前市	542	629	716	-	-
坂井市	399	420	541	-	-
市部計	3,721	3,930	4,670	-	-
郡部計	287	407	319	-	-
総計	4,008	4,337	4,989	4,009	5,047

B. 年度別（平成29年度～令和3年度）

（単位：戸）

年度 市郡部	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
福井市	1,448	1,603	1,671	-	-
敦賀市	435	561	493	-	-
小浜市	132	211	191	「令和2年4月より、国土 交通省建築着工統計調査 の集計事項の変更により、 市郡部別の内訳は公表し ていない」	
大野市	65	85	83		
勝山市	72	76	49		
鯖江市	347	457	608		
あわら市	130	143	145		
越前市	545	721	670	-	-
坂井市	389	421	593	-	-
市部計	3,563	4,278	4,503	-	-
郡部計	312	384	324	-	-
総計	3,875	4,662	4,827	3,961	5,266

(4)新設住宅着工戸数（構造別・建方別）

A. 年別（平成29年～令和3年）

（単位：戸）

構造・建方		年				
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
木造	一戸建・長屋建	3,194	3,328	3,878	3,204	3,337
	共同	67	165	176	152	353
SRC造	一戸建・長屋建	1	0	0	1	0
	共同	0	0	0	0	0
RC造	一戸建・長屋建	2	2	1	1	0
	共同	72	72	177	51	117
S造	一戸建・長屋建	320	264	316	220	347
	共同	350	504	440	380	891
CB造	一戸建・長屋建	0	0	0	0	0
	共同	0	0	0	0	0
その他	一戸建・長屋建	2	2	1	0	2
	共同	0	0	0	0	0
総計	一戸建・長屋建	3,519	3,596	4,196	3,426	3,686
	共同	489	741	793	583	1,361

※SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、CB造：コンクリートブロック造

B. 年度別（平成29年度～令和3年度）

（単位：戸）

構造・建方		年度				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
木造	一戸建・長屋建	3,051	3,599	3,777	3,122	3,351
	共同	107	161	152	180	397
SRC造	一戸建・長屋建	0	0	0	1	0
	共同	0	0	0	0	130
RC造	一戸建・長屋建	1	2	1	1	0
	共同	60	72	207	21	117
S造	一戸建・長屋建	287	312	276	249	301
	共同	367	514	413	387	968
CB造	一戸建・長屋建	0	0	0	0	0
	共同	0	0	0	0	0
その他	一戸建・長屋建	2	2	1	0	2
	共同	0	0	0	0	0
総計	一戸建・長屋建	3,341	3,915	4,055	3,373	3,654
	共同	534	747	772	588	1,612

※SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、CB造：コンクリートブロック造

(5)住宅着工戸数（工事別・新築、増築、改築別）

A. 年別（平成29年～令和3年）

（単位：戸）

工事種別		年				
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
新設	新築	3,899	4,240	4,896	3,924	4,868
	増築	108	94	91	85	171
	改築	1	3	2	0	8
	計	4,008	4,337	4,989	4,009	5,047
その他	増築	407	455	483	407	502
	改築	0	0	1	0	13
	計	407	455	484	407	515
総計	新築	3,899	4,240	4,896	3,924	4,868
	増築	515	549	574	492	673
	改築	1	3	3	0	21
	計	4,415	4,792	5,473	4,416	5,562

B. 年度別（平成29年度～令和3年度）

（単位：戸）

工事種別		年度				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新設	新築	3,766	4,570	4,716	3,888	5,088
	増築	108	88	110	65	178
	改築	1	4	1	8	0
	計	3,875	4,662	4,827	3,961	5,266
その他	増築	400	503	424	430	476
	改築	0	0	1	6	7
	計	400	503	425	436	483
総計	新築	3,766	4,570	4,716	3,888	5,088
	増築	508	591	534	495	654
	改築	1	4	2	14	7
	計	4,275	5,165	5,252	4,397	5,749

(6)新設住宅着工戸数（利用関係別）

A. 年別（平成29年～令和3年）

（単位：戸）

年 利用関係	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
持家	2,350	2,492	2,643	2,394	2,526
貸家	1,238	1,450	1,774	1,240	1,814
給与住宅	9	21	15	12	47
分譲住宅	411	374	557	363	660
総計	4,008	4,337	4,989	4,009	5,047

B. 年度別（平成29年度～令和3年度）

（単位：戸）

年度 利用関係	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
持家	2,268	2,624	2,598	2,386	2,495
貸家	1,214	1,628	1,653	1,194	1,958
給与住宅	8	26	13	10	51
分譲住宅	385	384	563	371	762
総計	3,875	4,662	4,827	3,961	5,266

(7)災害建築物床面積（構造別）

A. 年別（平成29年～令和3年）

（単位：㎡）

年 構造	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
木造	7,288	9,109	2,764	5,911	3,327
非木造	1,836	19,081	5,196	2,978	1,119
総計	9,124	28,190	7,960	8,889	4,446

B. 年度別（平成29年度～令和3年度）

（単位：㎡）

年度 構造	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
木造	5,934	8,063	5,789	4,013	2,471
非木造	1,213	19,134	5,002	2,978	1,169
総計	7,147	27,197	10,791	6,991	3,640

7 【建築協定認可一覧】

令和3年3月末現在

市町	地区名	所在地	認可年月日	公告年月日	有効期限の末日	自動更新規定の有無※	面積(m ²)	協定のねらい
越前町 (旧宮崎村)	上野台	江波	H9. 12. 19	H9. 12. 24	R9. 12. 23	有 (10年間)	27,401.00	住宅地としての環境を高度に維持増進する目的
坂井市 (旧坂井町)	相生区	下兵庫	H13. 1. 26	H13. 1. 26	R13. 1. 25	有 (10年間)	22,050.61	住宅地としての良好な環境を維持増進する目的
越前市 (旧武生市)	日野見台	帆山町	H17. 3. 10	H17. 3. 18	R7. 3. 17	有 (10年間)	15,723.06	住宅地としての環境を高度に維持増進する目的

※ () 内は有の場合の延長年数

失効分は除く

8 【建設リサイクル法による対象建設工事に係る届出等件数】

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	届出件数	通知件数	届出件数	通知件数	届出件数	通知件数	届出件数	通知件数	届出件数	通知件数
福井土木	43	31	68	17	69	225	65	224	59	29
三国土木	375	209	502	203	396	209	314	188	427	168
奥越土木	177	203	307	275	270	249	191	224	266	227
丹南土木	353	171	365	145	340	152	270	199	313	180
鯖丹土木	246	78	285	101	255	132	201	92	257	93
敦賀土木	325	35	294	86	351	66	270	57	260	68
小浜土木	221	111	283	85	254	119	193	114	191	54
合計	1,740	838	2,104	912	1,935	1,152	1,504	1,098	1,773	819

届出件数には変更分を含む

9【二級・木造建築士試験結果等】

(1) 二級・木造建築士試験結果

年 度	受験者 区分	学科及び設計製図		設計製図のみ		計	
		二 級	木 造	二 級	木 造	二 級	木 造
平成29年度	申 込 者 数	117	2	40	1	157	3
	実 受 験 者 数	96	2	37	1	133	3
	最 終 合 格 者 数	22	1	20	0	42	1
	最 終 合 格 率	22.9%	50.0%	54.1%	0.0%	31.6%	33.3%
平成30年度	申 込 者 数	135	2	28	0	163	2
	実 受 験 者 数	115	2	21	0	136	2
	最 終 合 格 者 数	26	0	14	0	40	0
	最 終 合 格 率	22.6%	0.0%	66.7%	0.0%	29.4%	0.0%
令和元年度	申 込 者 数	139	1	21	0	160	1
	実 受 験 者 数	116	1	20	0	136	1
	最 終 合 格 者 数	27	1	6	0	33	1
	最 終 合 格 率	23.3%	100.0%	30.0%	0.0%	24.3%	100.0%
令和2年度	申 込 者 数	136	4	44	1	180	5
	実 受 験 者 数	115	3	36	1	151	4
	最 終 合 格 者 数	29	0	17	0	46	0
	最 終 合 格 率	25.2%	0.0%	47.2%	0.0%	30.5%	0.0%
令和3年度	申 込 者 数	163	4	32	1	195	5
	実 受 験 者 数	134	3	29	0	163	3
	最 終 合 格 者 数	28	0	15	0	43	0
	最 終 合 格 率	20.9%	0.0%	51.7%	0.0%	26.4%	0.0%

(2) 建築士免許登録状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一級建築士免許登録者	12	22	19	17	14
二級建築士免許登録者	42	39	32	42	30
木造建築士免許登録者	0	0	0	0	0

(3) 建築士事務所登録状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一級建築士事務所	673	682	667	672	655
二級建築士事務所	295	293	291	280	276
木造建築士事務所	2	2	2	2	2

※建築士事務所登録の有効期間：5年間

10 【市街地再開発事業実施状況】

(単位 : 千円)

都市名	地区名	事業年度	事業費						事業内容	
			総事業費	補助対象額	国庫補助金	県費補助金	市費	組合等		
福井市	中央1丁目第1地区	S47	3,500	2,500	833	833	1,834		基本計画の作成	
		S46	2,000	1,600	533	533	934		同上	
		S57	1,080	1,080	360		720		事業推進計画の作成	
		S59	143,823	142,710	47,570	23,785	24,387	48,081	事業計画の作成、地盤調査等	
		S60	88,299	81,594	27,198	13,922	13,922	33,257	建築設計	
		S61	88,120	43,650	14,550	7,445	7,446	58,679	権利変換計画の作成	
		S62	798,058	52,850	11,950	5,590	6,091	774,427	土地整備	
		S63	1,410,151	538,950	47,050	12,033	23,734	1,327,334	共同施設整備	
		H1	1,337,519	273,300	37,380	14,263	19,003	1,266,873	同上	
		H2	3,634,602	2,438,600	246,200	73,568	123,569	3,191,265	同上	
	H3	4,933,184	2,321,600	581,200	274,082	291,082	3,786,820	同上		
	小計		12,436,836	5,895,934	1,013,991	425,221	510,888	10,486,736		
	三の丸地区	S63	5,087	5,085	1,695	1,695	1,697		推進計画の作成	
		H1	68,185	11,700	3,900	1,986	1,986	60,313	事業計画の作成	
		H2	113,409	90,000	30,000	15,287	15,288	52,834	同上	
		H3	78,000	31,500	10,500	5,365	5,365	56,770	地盤調査等	
		H12	188,482	128,400	42,800	21,830	21,830	41,940	事業計画の作成、建築設計、権利変換の一部	
		H13	2,145,400	922,800	307,600	156,992	156,992	301,216	土地整備、共同施設整備	
		H14	3,065,973	830,814	282,700	144,231	144,231	259,652	共同施設整備	
		小計		5,664,536	2,020,299	679,195	347,386	347,389	772,725	
	御屋形地区	H6	18,000	18,000	6,000	6,000	6,000		総合再生計画の作成	
		大手地区	H9	2,877	2,877	959	959	959		基本計画の作成
		手寄地区	H9	4,548	4,548	1,516	1,516	1,516		同上
			H13	100				100		推進計画の作成
			H14	127,762	100,800	33,600	17,100	17,100	33,000	事業計画の作成
			H15	258,593	218,100	72,700	37,075	37,075	71,250	地盤調査等、建築設計、権利変換計画の作成
			H16	470,422	86,172	28,724	15,330	15,330	26,788	地盤調査等、土地整備
			H17	1,783,116	760,728	253,576	128,721	128,721	249,710	共同施設整備
			H18	8,457,356	3,078,240	1,026,080	516,108	516,108	1,019,944	同上
		小計		11,101,897	4,248,588	1,416,196	715,850	715,950	1,400,692	
		駅周辺地区	H17	14,175				14,175		基本計画の作成
			H18	6,300	6,300	2,100	2,100	2,100		推進計画の作成
			H19	1,200	1,200	400	400	400		事業計画の作成
			H20	2,520	2,520	840	530	530	620	同上
			H21	108,380	99,480	33,160	16,620	16,620	33,080	事業計画の作成
			H22	5,256						
			H23	29,200	28,500	9,500		9,500	9,500	事業計画の作成
			H24	212,900	195,000	65,000	32,500	32,500	65,000	地盤調査等、建築設計、権利変換計画の作成
	H25		1,933,004	849,695	380,234	183,413	196,821	89,227	地盤調査等、建築設計、土地整備、共同施設整備	
	H26		2,916,146	1,162,158	520,890	231,447	289,443	120,378	建築設計、共同施設整備	
	H27	5,940,894	2,164,327	969,036	430,740	538,296	226,255	建築設計、共同施設整備		
	小計		11,169,975	4,509,180	1,981,160	897,750	1,100,385	544,060		
福井駅前電車通り北地区	H30	22,680	21,000	7,000	3,500	3,500	7,000	基本計画の作成		
福井駅前電車通り北地区A街区	R1	313,952	235,902	78,634	39,317	39,317	78,634	事業計画の作成		
	R2	6,028,766	5,033,539	2,180,234	1,090,117	1,090,117	673,071	地盤調査、建築設計、権利変換計画の作成、土地整備		
	R3	5,045,084	4,191,813	1,878,630	939,315	939,315	434,553	地盤調査、建築設計、土地整備、共同施設整備		
小計		11,387,802	9,461,254	4,137,498	2,068,749	2,068,749	1,186,258			
福井駅前電車通り北地区B街区	R2	84,150	76,500	25,500	12,750	12,750	25,500	事業計画の作成		
小計		84,150	76,500	25,500	12,750	12,750	25,500			
福井駅前南通り地区	H30	10,800	9,900	3,300	1,650	1,650	3,300	基本計画の作成		
	R1	6,600	6,000	2,000	1,000	1,000	2,000	推進計画の作成		
	R3	204,589	168,120	56,040	28,020	28,020	56,040	事業計画の作成		
小計		221,989	184,020	61,340	30,670	30,670	61,340			
小計		34,009,370	18,521,419	7,635,653	3,736,228	3,938,963	3,224,850			

10 【市街地再開発事業実施状況】

(単位 : 千円)

都市名	地区名	事業年度	事業費						事業内容
			総事業費	補助対象額	国庫補助金	県費補助金	市費	組合等	
越前市 (旧武生市)	武生駅南地区	S59	7,401	7,200	2,400	2,400	2,601		A調査
		S60	5,403	5,100	1,700	1,700	2,003		B調査
		H5	1,254,649	858,437	356,322	143,072	213,250	542,005	事業計画、権利変換計画の作成
		H6	1,625,264	457,717	159,762	76,285	83,477	1,305,740	共同施設整備、公共施設整備
		H7	2,378,529	1,789,255	305,646	136,338	758,582	1,177,963	同上
		小計	5,271,246	3,117,709	825,830	359,795	1,059,913	3,025,708	
小浜市	白鬚地区	S57	6,119	6,000	2,000	2,000	2,119		A調査
		S58	8,169	5,100	1,700	1,700	4,769		B調査
		S60	22,100	22,100	10,300	3,683	4,417	3,700	事業計画の作成、地盤調査
		S61	91,760	32,500	16,700	5,416	8,614	61,030	権利変換計画の作成
		S62	293,278	261,161	105,032	43,526	56,816	87,904	同上、建築設計
		S63	591,800	442,800	232,470	73,800	136,530	149,000	公共施設整備
		H1	1,493,062	1,011,556	501,377	158,992	293,855	538,838	同上、土地整備
		H2	1,501,700	1,074,411	84,879	18,328	42,440	1,356,053	共同施設整備、土地整備
		H3	1,558,510	1,551,858	148,982	41,659	74,513	1,293,356	共同施設整備
		H4	3,104,034	3,047,552	394,910	134,738	197,974	2,376,412	同上、公共施設整備
小計	8,670,532	7,455,038	1,498,350	483,842	822,047	5,866,293			
鯖江市	駅前第1地区	S49	10,790	10,790	3,596	3,596	3,598		基本計画の作成
		S50	95,720	90,000	60,000	5,220	30,500		事業計画の作成、 物件移転補償等
		S51	560,113	545,529	351,843	35,498	172,772		建築設計、権利変換計画、 用地補償
		S52	298,125	293,466	130,512	38,253	129,360		共同施設、公共施設整備
	小計	964,748	939,785	545,951	82,567	336,230			
	寺町地区	S62	12,000	12,000	4,000	4,000	4,000		地区再生計画の作成
		H1	7,499	5,100	1,700	1,700	4,099		A調査
小計		19,499	17,100	5,700	5,700	8,099			
敦賀市	駅西地区	H13	735				735		A調査
		小計	735				735		

1 1 【建築物におけるバリアフリー法による認定件数】

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度			
対 象 施 設		受 理 件 数	認 定 件 数	受 理 件 数	認 定 件 数	受 理 件 数	認 定 件 数
No.	用 途						
1	病院・診療所						
2	劇場・観覧場 映画館・演芸場						
3	集会場 公会堂						
4	展示場						
5	百貨店・マーケット その他の物品販売業を営む店舗						
6	ホテル・旅館						
7	老人福祉センター 児童厚生施設 身体障害者福祉センター その他これらに類するもの						
8	体育館・水泳場 ボーリング場・遊技場						
9	博物館・美術館・図書館						
10	公衆浴場						
11	飲食店(バー、キャバレー類は含めない)						
12	理髪店・クリーニング取次店・質屋 貸衣装屋・銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗						
13	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 を構成する建築物(旅客の乗降又は待合用)						
14	一般公共の用に供される自動車車庫						
15	公衆便所						
16	郵便局・保健所・税務署 その他これらに類する公益上必要な建築物						
計		0	0	0	0	0	0

※ () 内は変更分を含めた件数

1 2 【建築物省エネ法適合性判定通知・届出受理件数】(福井市除く)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
適合性判定通知	非住宅建築物	7	7	47
	複合建築物	0	0	0
届出受理	一戸建ての住宅	1	3	8
	共同住宅等	100	54	99
	非住宅建築物	77	71	12
	複合建築物	1	0	2
合 計		186	135	168

1 3 【建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定数】(年度別)(福井市除く)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合 計
建築物のエネルギー消費性能 向上計画の認定件数(件)	21 (0)	28 (0)	75 (0)	124 0
建築物のエネルギー消費性能 に係る認定件数(件)	0	0	0	0

※ () カッコ内の数は変更認定数を示す

14【福祉のまちづくり条例 特定施設新築等の届出件数】

年 度		29	30	元	2	3									
		合	合	合	合	土 木 事 務 所								福	合
						福	三	奥	丹	鯖	敦	小	小		
施 設 区 分		計	計	計	計	井	国	越	南	丹	賀	浜	計	市	計
1. 官公庁施設		1	1	1											
2. 医療施設		14	14	16	11		1		1		1		3	8	11
3. 社会福祉施設		34	18	23	17		4	3	5	3	1	2	18	8	26
4. 商業施設	①物品販売業・物品賃貸業を営む店舗	24	22	10	22		3	1	4	3	5	3	19	8	27
	②飲食店	3	2		1	1			1	1		3			3
	③理容所・美容所														
	④サービス業を営む店舗		1												
5. 娯楽施設															
6. 文化施設		1													
7. 体育施設		1		1					1				1		1
8. 宿泊施設		2	6	1	1		1			1		1	3	1	4
9. 教育施設		2	5	2	3						1		1	2	3
10. 公共交通機関施設		5	1	4	1						2		2		2
11. 集会施設		3	2	4	2				1	1			2	1	3
12. 興行・展示施設					1										
13. 環境衛生施設	①公衆浴場		1												
	②公衆便所・火葬場				1										
14. 駐車施設															
15. 公益事業施設															
16. 金融機関施設		3	7	2	3		1						1	1	2
17. 事務所		4	3	2			1			1			2		2
18. 工場		6	4	6	2		1				3	1	5		5
19. 共同住宅等			1	2	1				1		1		2	1	3
20. 道路															
21. 都市公園・港湾緑地・動物園・植物園・遊園地															
22. 建物以外の路外駐車場															
計		103	88	74	66	1	12	4	13	10	15	7	62	30	92

15 【がけ地近接等危険住宅移転事業の実施状況】

年 度	市町村	地域名	除 却	建物助成	摘 要
S47	福井市	金屋町	10	—	
S48	福井市	金屋町外	1	8	金屋町、浄教寺町
	武生市	安戸町	1	1	
	今庄町	今庄外	6	6	今庄、杉谷、榎谷、古木、合波
	計	—	8	15	
S49	福井市	山奥町外	2	3	山奥町、月見町
	武生市	安戸町	1	1	
	小浜市	金屋町	1	1	
	今庄町	湯尾外	2	1	湯尾、ニッ屋
	上中町	河 内	1	—	
	河野村	横 瀬	1	1	
計	—	8	7		
S50	福井市	月見町	1	1	
S51	福井市	安波賀外	2	2	安波賀町、浄教寺町
	今庄町	杣木俣外	2	2	杣木俣、八乙女
	計	—	4	4	
S52	福井市	国見外	3	2	国見町、北山町
	武生市	安土町	1	1	
	小浜市	粟田外	2	2	粟田、上根来
	今庄町	ニッ屋	1	1	
	計	—	7	6	
S53	鯖江市	長泉寺町	1	1	
	和泉村	朝 日	1	1	
	計	—	2	2	
S54	—	—	0	0	
S55	小浜市	黒 駒	1	1	
S56	小浜市	栗 田	1	1	
	和泉村	朝 日	1	0	
	清水町	笹 谷	1	1	
	計	—	3	2	
S57～S62	—	—	0	0	
S63	今庄町	八乙女	1	1	
H元	—	—	0	0	
H2	芦原町	牛 山	1	1	
H3～H19	—	—	0	0	
H20	坂井市	上久米田	1	0	
H21	小浜市	相生	2	0	
H22	勝山市	野向町	1	0	
H23～H24	—	—	0	0	
H25	福井市	羽坂町	1	1	
H26～H29	—	—	0	0	
H30	越前市	羽坂町	1	0	
R1	—	—	0	0	
R2	福井市	門前1丁目	1	1	
R3	越前市	千福町	1	0	

16【長期優良住宅の普及の促進等に関する法律 認定件数】

(単位：件)

年 度	H21～29	H30	R1	R2	R3	合計
認定件数	2,469	342	347	318	368	3,844
変更認定件数	58	28	7	7	8	108
譲受人の決定に伴う変更	63	8	6	10	5	92
承継の承認	3	1	0	5	1	10
合 計	2,593	379	360	340	382	4,054

17【優良宅地・優良住宅認定取扱件数】

(1) 優良宅地

年 度	認 定 区 分	件 数	面積 (㎡)	宅地面積別内訳			
				0.3ha未満	0.3～1ha	1～6ha	6ha以上
H15	認 定	8	13,749	8	—	—	—
	証 明	6	10,031	6	—	—	—
16	認 定	13	28,562	12	1	—	—
	証 明	9	21,942	8	1	—	—
17	認 定	3	6,108	3	—	—	—
	証 明	2	4,776	2	—	—	—
18	認 定	1	1,263	1	—	—	—
	証 明	2	2,595	2	—	—	—
19	認 定	2	3,087	2	—	—	—
	証 明	2	3,087	2	—	—	—
20	認 定	2	2,334	2	—	—	—
	証 明	2	2,334	2	—	—	—
21	認 定	1	1,569	1	—	—	—
	証 明	1	1,569	1	—	—	—
22	認 定	0	0	—	—	—	—
	証 明	0	0	—	—	—	—
23	認 定	1	1,114	1	—	—	—
	証 明	1	1,114	1	—	—	—
24	認 定	2	3,903	2	—	—	—
	証 明	1	1,839	1	—	—	—
25	認 定	0	0	0	—	—	—
	証 明	1	2,064	1	—	—	—
26～R3	認 定	0	0	—	—	—	—
	証 明	0	0	—	—	—	—

※ 認定区分欄における、「認定」は宅地造成の前に行う書類審査合格後の認定書交付件数を、「証明」は宅地造成の完了後に行う現場検査合格後の証明書交付件数をそれぞれ示す。

(2) 優良住宅

年 度	件 数	戸 数	面積 (㎡)	床面積別内訳			
				100㎡未満	100～ 500㎡未満	500～ 2,000㎡未満	2,000㎡以上
H12～R3	0	0	0	—	—	—	—

18【宅地建物取引士と取引業者の登録状況等】

(1) 宅地建物取引士の資格試験・資格登録・取引士証交付の実施状況

宅地建物取引士になるには、都道府県知事が委任した指定試験機関が行う資格試験に合格し、登録を受けることが必要。

〔資格試験：宅地建物取引業法 第16条～17条〕

〔資格登録：宅地建物取引業法 第18条〕

取引士証の有効期間：5年間〔宅地建物取引業法 第22条の2〕

(各年度末日現在)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
資格試験	受験申込者	734	741	827	794	873	
	受験者	593	600	669	635	718	
	合格者	91	104	116	102	141	
	合格率(%)	15.3	17.3	17.3	16.1	19.6	
登録	新規	67	72	76	77	99	
	転入	3	2	4	1	1	
	転出他	5	1	4	3	4	
	総登録者数	3,510	3,583	3,653	3,723	3,819	
取引士証	交付	新規	77	87	121	119	106
		更新	208	356	310	263	168
		計	285	443	431	382	274
	総保有者数	1,663	1,682	1,704	1,732	1,774	

(2) 宅地建物取引業者の免許登録者数

宅地若しくは建物の売買、交換・貸借の媒介の行為を業として行う場合必要。

業者免許登録の有効期間：5年間〔宅地建物取引業法 第3条〕

(各年度末日現在)

免許区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国土交通大臣免許	法人	11	12	12	12	12
福井県知事免許	法人	433	441	451	455	453
	個人	100	102	99	94	89
	計	533	543	550	549	542
合計		544	555	562	561	554
知事免許の業者登録内訳	新規	21	16	22	22	19
	更新	136	147	42	69	108
	期限切れ	1	0	0	0	1
	廃業他	14	5	15	23	25

19【都市の低炭素化の促進に関する法律 低炭素建築物新築等計画認定件数】

(単位：件)

年 度	平成24年度 ～28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
認定件数（住宅等）	52	8	15	23	42	108	248
認定件数（非住宅）	0	0	0	0	0	0	0
変更認定件数	0	0	0	1	0	1	2
合 計	52	8	15	24	42	109	250

20【サービス付き高齢者向け住宅の登録数】（年度別）

年 度	平成23年度 ～29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
登録件数（件）	53 (1)	1	2 (2)	1	4	58
登録戸数（戸）	1,529 (10)	45	60 (48)	42	87	1,705

※（）カッコ内の数は登録抹消数を示す

※福井市登録分を含む

21【住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録数】（年度別）

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
登録戸数（戸）	10	8	12	80	5,481	5,591

※福井市登録分を含む

22【住宅確保要配慮者居住支援法人の指定数】（年度別）

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計
指定数（件）	1	3	0	2	0	6

23【住宅施策の取り組み状況】

主 な 施 策	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
市町村住宅マスタープランの策定				越前町	坂井市策定	福井市改定		高浜町策定
持家づくり資金利子補給制度(S61～H14)								
ゆとりと安心の住まい支援事業(H18～H20) 良質住宅普及促進事業(H15～H17)	性能表示制度を利用した補助金制度			木造住宅に限定、県産材・技術要件等変更	性能表示制度を不要とし、性能保証制度を要件			
県産材を活用したふくいの住まい支援事業								
省エネルギー促進事業(H21～H23)								
福井の住まい促進事業(H24)								
多世帯同居のリフォーム支援事業(H25～H26) 多世帯同居・近居住まい推進事業(H27～R1)								
U・Iターン者空き家リフォーム支援事業(H25) U・Iターン者空き家住まい支援事業(H27～H28) 子育て世帯と移住者への住まい支援事業(H29～R1)								
住み続ける福井支援事業(R2～)								
空き家対策支援事業(H29～)								
空き家適正管理促進事業(R3～)								
地域優良分譲住宅利子補給制度(S56～H19)	性能表示制度を利用した要件に変更							
屋根融雪化促進事業(H11～H14)								
太陽光発電等住宅設備設置促進事業(H15～H18)	太陽光発電、屋根融雪等の住宅設備設置に対し補助							
宅地供給促進事業(H14)								
住情報提供事業(H6～H16)								
住まいの相談事業(H12～H20)								
住教育推進事業(H23～)								
住宅産業近代化推進事業(計画7年度策定) モデル住宅の建設	小浜市・丸岡町・河野村でモデル住宅建設・展示	福井市・大野市・勝山市でモデル住宅建設・展示						
木造技術者向け講習会の実施(H12～H14)								
木造住宅耐震診断促進事業(H17～H19)			482戸	500戸	500戸			
木造住宅耐震化促進事業(耐震診断等)(H20～)					(診断) (プラン)	305戸 450戸	252戸 296戸	258戸 278戸
木造住宅耐震化促進事業(耐震改修)(H20～)					(一般住宅) (伝統的な古民家)	54戸	77戸	52戸
建築物安全安心推進事業(H12～H26)								建築行政 マネジメント計画
被災建築物応急危険度判定の整備(H10～)	模擬訓練の実施	講習会の実施	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施	模擬訓練の実施
公営住宅の供給(建替事業)	119戸	61戸			27戸		24戸	39戸
既設公営住宅改善事業(個別改善) (全面的改善)	124戸	46戸	64戸	45戸	187戸	78戸	88戸 26戸	164戸
地域優良賃貸住宅(一般型)供給促進事業 (特定優良賃貸住宅供給促進事業含む)	8戸 敦賀市	14戸 敦賀市	6戸 敦賀市	10戸 敦賀市		10戸 敦賀市		6戸 敦賀市
地域優良賃貸住宅(高齢者型)整備促進事業 (高齢者向け優良賃貸住宅整備促進事業含む)			10戸 敦賀市	26戸 越前市	80戸 越前市		9戸 越前市 23戸 大野市	16戸 越前市
街なみ環境整備事業 大野市 城下町地区(H13～H26) 三国町 湊町地区(H14～H26)								
住宅市街地基盤整備事業	3団地	2団地	2団地	2団地	2団地	1団地	1団地	
環境共生住宅普及啓発事業(H13～H15)								
被災者住宅再建補助金								
被災者住宅再建資金無利子貸付事業								
東日本大震災被災者住まい提供事業								

2 4 【住宅・土地統計調査】

(1) 住宅・土地統計調査（平成30年実施）

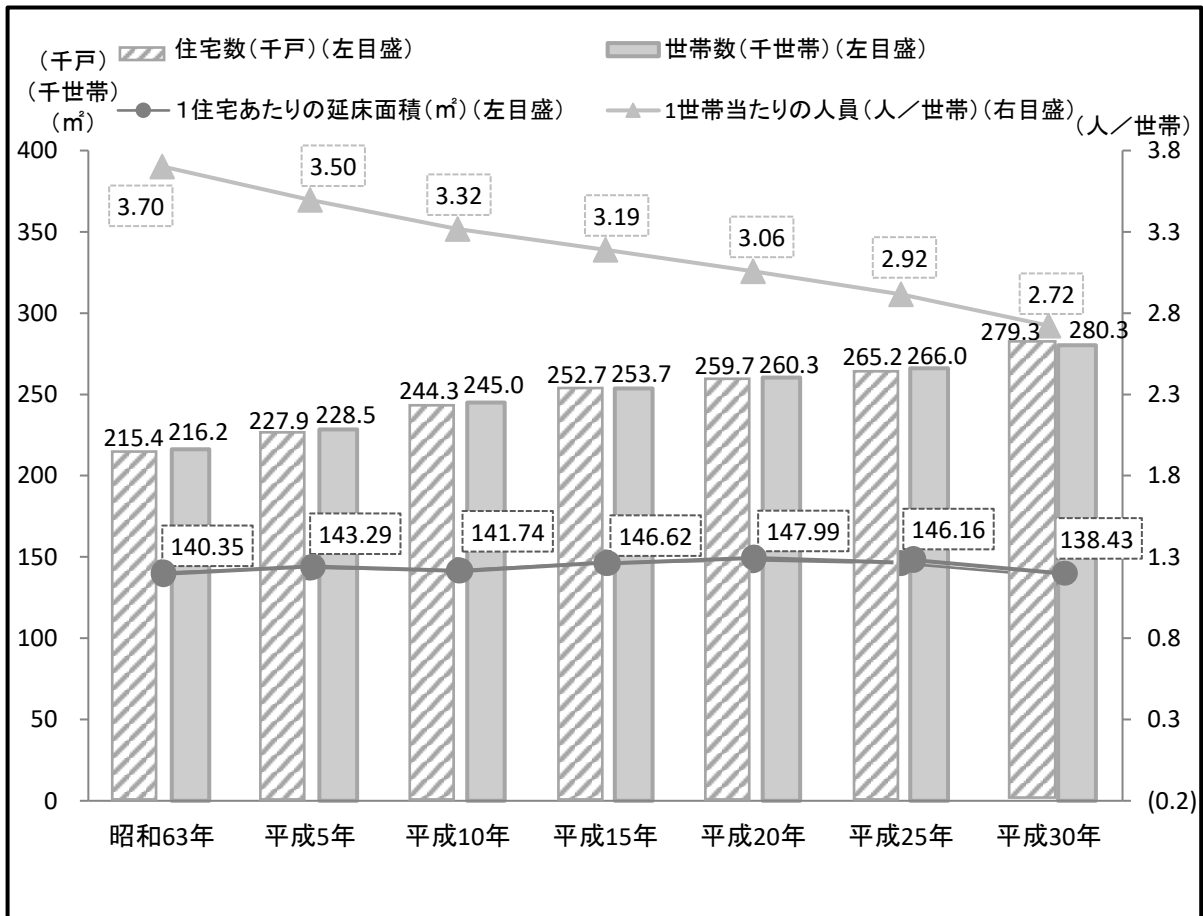
《 福井県の所有関係別 住宅数、世帯数、世帯人員、延床面積 》

住宅の所有関係		住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅あたりの延床面積 (㎡)
持ち家		209,200	209,800	635,700	164.69
借家	公営住宅	7,600	7,600	14,900	55.06
	公団・ 公社住宅	—	—	—	—
	民営住宅	49,500	49,700	87,800	51.59
	給与住宅	6,600	6,800	10,700	53.59
借家計		63,700	64,100	113,400	52.21
合計 ¹⁾		279,300	280,300	763,200	138.43

1) 住宅の所有関係「不詳」を含む

出典：「平成30年住宅・土地統計調査」（総務省統計局）

図一福井県の住宅数、世帯数、世帯人員、延床面積の推移



出典：「昭和63年～平成30年住宅・土地統計調査」（総務省統計局）

25【木造住宅耐震化促進事業実績戸数】（H17～H19木造住宅耐震診断促進事業）

(1)耐震診断等

A. 耐震診断

(単位：戸)

年度 市町名	H17 ～H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
福井市	855	60	39	26	80	44	32	30	21	20	1,207
敦賀市	306	8	13	6	22	7	9	6	5	7	389
小浜市	78	2	0	4	3	0	0	2	0	1	90
大野市	132	4	4	3	15	3	3	6	6	9	185
勝山市	82	1	1	3	5	1	1	4	3	4	105
鯖江市	237	17	18	7	10	6	4	7	7	7	320
あわら市	98	5	3	3	3	3	3	1	2	1	122
越前市	271	18	7	12	13	29	40	25	18	10	443
坂井市	247	20	13	7	14	5	9	6	14	11	346
永平寺町	118	9	9	5	12	8	9	3	4	6	183
池田町	29	3	3	2	1	0	0	0	1	0	39
南越前町	35	0	3	0	1	1	1	1	0	1	43
越前町	64	10	5	5	5	9	7	7	8	7	127
美浜町	49	3	2	3	1	1	1	0	0	0	60
高浜町	60	3	0	1	2	0	3	6	2	1	78
おおい町	35	0	1	0	0	0	0	1	0	0	37
若狭町	30	1	2	2	2	2	2	2	2	1	46
合計	2,726	164	123	89	189	119	124	107	93	86	3,820

※診断対象：昭和56年5月31日以前に建設された一戸建て木造住宅

B. 補強プラン作成

(単位：戸)

年度 市町名	H20 ～H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
福井市	472	61	37	26	86	44	32	30	21	20	829
敦賀市	184	11	12	5	22	7	9	6	5	7	268
小浜市	20	3	0	4	3	0	0	2	0	1	33
大野市	74	4	0	5	15	4	3	3	2	9	119
勝山市	48	2	1	3	5	1	1	4	3	4	72
鯖江市	132	16	18	7	10	6	4	6	7	7	213
あわら市	41	5	2	3	3	3	3	1	2	1	64
越前市	156	18	7	12	13	29	40	24	18	9	326
坂井市	121	20	11	7	13	5	9	6	14	11	217
永平寺町	62	9	9	5	13	8	9	3	4	6	128
池田町	9	3	2	3	1	0	0	0	1	0	19
南越前町	17	0	3	0	1	1	1	1	0	1	25
越前町	36	10	5	5	5	8	6	7	8	7	97
美浜町	37	3	2	3	1	1	1	0	0	0	48
高浜町	24	3	0	1	2	0	3	6	2	1	42
おおい町	17	0	1	0	0	0	0	1	0	0	19
若狭町	20	1	1	2	2	2	2	2	2	1	35
合計	1,470	169	111	91	195	119	123	102	89	85	2,554

※「—」：事業なし

(2)耐震改修

(単位：戸)

市町名	年度	H20~ H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
福井市		137	19	17	7	12	13	10	7	4	7	233
敦賀市		35	6	2	2	0	5	3	4	2	1	60
小浜市		2	2	0	0	1	0	0	1	0	0	6
大野市		17	3	1	3	3	2	2	0	1	0	32
勝山市		10	0	1	2	0	0	0	0	1	1	15
鯖江市		33	5	3	1	4	0	3	0	0	2	51
あわら市		14	2	3	2	1	1	0	0	1	1	25
越前市		31	7	3	5	1	5	6	8	5	6	77
坂井市		24	7	5	1	2	4	0	1	2	2	48
永平寺町		11	1	1	1	0	5	1	1	0	1	22
池田町		0	—	0	1	0	0	0	—	0	0	1
南越前町		2	0	0	0	1	1	1	0	1	0	6
越前町		4	0	2	1	0	0	2	0	1	0	10
美浜町		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
高浜町		2	1	0	0	0	0	2	0	0	1	6
おおい町		0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0
若狭町		4	0	1	1	1	0	0	0	1	0	8
合計		328	53	39	27	26	36	30	22	19	22	602

※「—」：事業なし

26【多世帯同居・近居住まい推進事業 実績戸数】

(H25～H26 多世帯同居のリフォーム支援事業)

市町名	H25～29	H29	H30		R1		R2		R3		合計	
	同居	近居	同居	近居	同居	近居	同居	近居	同居	近居	同居	近居
福井市	35	46	17	17	12	5	9	5	9	—	73	68
敦賀市	2	2	2	1	0	0	1	0	0	0	4	3
小浜市	8	7	1	5	2	2	2	0	2	2	13	16
大野市	3	31	0	2	1	0	1	0	2	1	6	34
勝山市	6	15	5	8	7	9	7	10	3	6	21	38
鯖江市	8	5	2	1	2	1	—	—	1	0	13	7
あわら市	6	2	0	1	1	2	—	—	1	0	8	5
越前市	29	7	12	7	10	4	9	1	6	2	57	20
坂井市	15	22	0	17	3	1	4	5	2	4	20	44
永平寺町	6	0	3	0	4	0	4	0	2	0	15	0
池田町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0
南越前町	20	7	3	3	0	2	2	3	5	2	28	14
越前町	18	21	1	7	3	2	1	4	3	1	25	31
美浜町	9	16	1	9	0	1	0	2	0	1	10	27
高浜町	7	—	1	—	0	—	1	0	2	—	10	0
おおい町	1	1	0	1	0	1	0	3	1	2	2	5
若狭町	2	6	—	—	—	—	—	—	—	—	2	6
合計	175	188	48	79	45	30	41	33	39	21	307	318

※「—」：事業なし

27【住宅市街地基礎整備事業（旧 住宅宅地関連公共施設等総合整備事業）実績】
年度別事業費（事業主体別・施設別）

A. 住宅建設関連事業（住宅局所管分）

（単位：百万円）

事業主体	施設区分	S53年度～R3年度			
			R1年度	R2年度	R3年度
福井県	道路	3,067.0 (1,624.2)	()	()	()
	街路	1,318.5 (870.0)	()	()	()
	河川	16,071.0 (7,943.0)	()	()	()
敦賀市	街路	610.0 (395.5)	()	()	()
	公園	70.0 (35.0)	()	()	()
鯖江市	街路	1,050.0 (700.0)	()	()	()
三国町	道路	327.6 (218.4)	()	()	()
	公園	26.0 (13.0)	()	()	()
金津町	公水	167.0 (91.8)	()	()	()
	公園	42.0 (21.0)	()	()	()
清水町	道路	468.0 (234.0)	()	()	()
小計		23,217.1 (12,145.9)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)

事業費（国費）

B. 宅地開発関連事業（土地・水資源局所管分）

（単位：百万円）

事業主体	施設区分	S53年度～R3年度			
			R1年度	R2年度	R3年度
福井県	道路	2,679.6 (1,367.3)	()	()	()
	街路	6,431.0 (3,469.7)	()	()	()
	河川	28,375.5 (14,421.0)	()	()	()
	砂防	654.0 (358.5)	()	()	()
福井市	街路	3,637.7 (2,117.5)	()	()	()
	区画	6,278.0 (3,264.2)	()	()	()
	公園	2,022.0 (999.0)	()	()	()
	河川	2,574.0 (877.0)	()	()	()
敦賀市	道路	250.0 (125.0)	()	()	()
	街路	1,406.8 (830.0)	()	()	()
武生市	街路	1,270.0 (651.0)	()	()	()
	河川	1,161.0 (387.0)	()	()	()
	公園	835.0 (344.0)	()	()	()
	区画	260.0 (130.0)	()	()	()
大野市	街路	1,040.0 (683.4)	()	()	()
	区画	125.0 (67.7)	()	()	()
	公園	169.0 (74.0)	()	()	()
鯖江市	公園	435.0 (182.0)	()	()	()
	街路	1,130.0 (565.0)	()	()	()
三国町	街路	74.0 (37.0)	()	()	()
	道路	13.0 (6.5)	()	()	()
金津町	公水	160.0 (80.0)	()	()	()
	道路	120.0 (60.0)	()	()	()
今立町	区画	240.0 (160.0)	()	()	()
	公園	50.0 (25.0)	()	()	()
小計		61,390.6 (31,281.8)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)

事業費（国費）

C. 事業費総合計

事業費 総合計	S53年度～R3年度			
		R1年度	R2年度	R3年度
	84,607.7 (43,427.7)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)

事業費（国費）

28【地域優良賃貸住宅の建設戸数】（年度別・構造別）

A. 特定優良賃貸住宅、地域優良賃貸住宅（一般型）

（単位：戸）

建設年度	所在地									総数				
	福井市		敦賀市	大野市		鯖江市		越前市	南越前町	永平寺町	低層耐火	中層耐火	高層耐火	準耐火
	中層耐火	高層耐火	中層耐火	低層耐火	中層耐火	中層耐火	高層耐火	中層耐火	準耐火	中層耐火				
H6		(20)				20		(12)				32	20	
7	12							21	18			30	21	
8						15		20				35		
9						15						15		
10														
11														
12			(2)	(22)							2	22		
13		(6)										6		
14														
15			8									8		
16			14									14		
17			6									6		
18			10									10		
19														
20			10									10		
21														
22			6									6		
23														
24														
25	6											6		
26														
27														
28														
29														
30														
R1									4					4
R2									9					9
R3										9				
総計	18	20	60	2	22	50	21	50	13	9	2	200	41	13

B. 高齢者向け優良賃貸住宅、地域優良賃貸住宅（高齢者型）

（単位：戸）

建設年度	所在地					総数	
	福井市	敦賀市	大野市		越前市	中層耐火	高層耐火
	中層耐火	中層耐火	中層耐火	高層耐火	中層耐火		
H12		(15)				15	
13				28			28
14							
15							
16							
17		10				10	
18					26	26	
19					(80)	80	
20							
21			23		9	32	
22					16	16	
23	(83)					83	
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
R1							
R2							
R3							
総計	83	25	23	28	131	262	28

国債や繰越により複数年にまたがる事業については、着工年度に計上し、（ ）で表す。

29【公営住宅等の整備戸数】（事業主体別・年度別）

（単位：戸）

種類 年度 事業主体	公 営 住 宅					地域優良賃貸住宅 (公共建設型)					総 計					団 地 名
	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	
福 井 市			(23)										23			東安居団地F棟
南越前町						4					4					東大道住宅
合 計	0	0	23	0	0	0	4	0	0	0	0	4	23	0	0	

当該年度の着工戸数を表す。

複数年にまたがる事業については、着工年度に計上し、（ ）で外数を表す。

30【公営住宅等管理戸数】（事業主体別・種類別・構造別）

（令和4年3月31日現在）

種類 事業主体	管 理 戸 数													総 数
	公 営 住 宅						改 良 住 宅			特定公共賃貸住宅※				
	準耐火 木造		準耐火 構造		低層 耐火	中高層 耐火	小計	準耐火 構造	中層 耐火	小計	木造	中層 耐火	小計	
	平屋建	2階建	構造	構造	構造	構造	2階建	構造	構造	木造	耐火 構造	構造		
福 井 県	6	0	0	0	1,824	1,830	0	24	24	0	0	0	1,854	
福 井 市	24	28	150	4	1,241	1,447	0	444	444	0	30	30	1,921	
敦 賀 市	6	78	120	0	868	1,072	66	376	442	0	8	8	1,522	
小 浜 市	110	12	80	56	306	564	0	0	0	0	0	0	564	
大 野 市	0	0	60	0	83	143	0	0	0	0	25	25	168	
勝 山 市	26	0	0	12	88	126	0	0	0	0	0	0	126	
鯖 江 市	16	18	17	0	423	474	0	0	0	0	12	12	486	
あ わ ら 市	64	50	52	0	136	302	0	0	0	0	0	0	302	
越 前 市	36	80	102	8	575	801	0	0	0	0	0	0	801	
坂 井 市	0	0	0	0	422	422	0	144	144	0	12	12	578	
永 平 寺 町	0	0	0	0	121	121	0	0	0	0	14	14	135	
池 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17	17	
南 越 前 町	6	0	4	0	54	64	0	0	0	19	12	31	95	
越 前 町	72	20	0	10	99	201	0	0	0	5	5	10	211	
美 浜 町	19	9	39	0	159	226	20	0	20	0	0	0	246	
高 浜 町	26	1	38	0	136	201	0	0	0	0	0	0	201	
お お い 町	29	0	0	0	15	44	0	0	0	0	24	24	68	
若 狭 町	0	16	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	16	
市 町 計	434	312	662	90	4,726	6,224	86	964	1,050	41	142	183	7,457	
総 計	440	312	662	90	6,550	8,054	86	988	1,074	41	142	183	9,311	

※地域優良賃貸住宅（公共供給型）を含む

3 1 【県営住宅の管理戸数】（団地別・種類別・構造別）

（令和4年3月31日現在）

所 在 市 町 村	団 地 名	建 設 年 度	敷 地 面 積 (㎡)		管 理 戸 数 (戸)				戸 数 計
			県 有 地	借 地	公 営 住 宅		改 良 住 宅		
					木 造	中 層 耐 火 構 造	高 層 耐 火 構 造	中 層 耐 火 構 造	
福 井 市	町 屋	S38～	44,494			264	190	24	478
	幾 久	S46	5,079			106			106
	社	S43	3,710			38			38
	上 野	S62～H元	14,152			126			126
	杉の木台	S47～S52	32,496			296			296
	大安寺	S53～S54	5,505			48			48
	下荒井	S54～S55	9,083			120			120
	清水 グリーンハイツ	S48～S54	19,405			202			202
	計		133,924	0	0	1,200	190	24	1,414
大 野 市	中 野	S33		1,692		2			2
鯖 江 市	米 岡	S37～S38	6,863			0			0
	御幸タウン	H5～H12	36,007				300		300
	計		42,870	0	0	300			300
越 前 市	北日野	S52～S53		6,647		80			80
坂 井 市	霞ヶ丘	H2～H4	5,256			54			54
	中 筋	S40～S41		1,794	4				4
	計		5,256	1,794	4	54			58
総 計 14 団 地			182,050	10,133	6	1,634	190	24	1,854
				192,183			1,830		

3 2 【住教育推進事業】

《モデル地区実績H23-H26》

市 町 名	モ デ ル 地 区 名	H23	H24	H25	H26
福 井 市	日 新 地 区	●	→		
敦 賀 市	舟 溜 り 地 区	●	→		
越 前 市	タ ン ス 町 界 隈	●	→		
南 越 前 町	今 庄 宿	●	→		
大 野 市	大 野 地 区		●	→	
勝 山 市	片 瀬 地 区		●	→	
鯖 江 市	吉 江 地 区		●	→	
坂 井 市	東 十 郷 地 区		●	→	
小 浜 市	遠 敷 地 区			●	→
永 平 寺 町	京 善 地 区			●	→
高 浜 町	高 浜 地 区			●	→
お お い 町	名 田 庄 地 区			●	→
あ わ ら 市	新 富 地 区				●
池 田 町	稲 荷 地 区				●
越 前 町	江 波 地 区				●
美 浜 町	佐 柿 地 区				●
若 狭 町	天 徳 寺 地 区				●

《出前講座H27-R3》

市 町 名	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
福 井 市	○	○			○		
敦 賀 市							○
越 前 市					○		
南 越 前 町						○	
大 野 市			○	○			
勝 山 市					○		
鯖 江 市						○	
坂 井 市				○			
小 浜 市						○	
永 平 寺 町				○			
高 浜 町					○		
お お い 町							○
あ わ ら 市	○						
池 田 町						○	
越 前 町	○	○					
美 浜 町					○		
若 狭 町	○						

※「○」実施校所在地

3 3 【空き家対策支援事業 実績】

(1) 空き家流通促進事業

市町名	H29	H30	R1	R2	R3
福井市		●			→
敦賀市			●		→
小浜市	●				→
大野市	●				→
勝山市			●		→
鯖江市				●	→
あわら市	●				→
越前市				●	→
坂井市			●		→
永平寺町				●	→
池田町					
南越前町		●			→
越前町	●				→
美浜町	●				→
高浜町		●			→
おおい町				●	→
若狭町		●			→

(2) 老朽空き家等除却事業

(単位：件)

市町名	H29	H30	R1	R2	R3	合計
福井市	—	5	9	14	14	42
敦賀市	—	—	5	2	12	19
小浜市	—	2	10	3	6	21
大野市	—	3	5	1	7	16
勝山市	—	—	1	1	10	12
鯖江市	—	—	—	9	12	21
あわら市	0	1	4	5	2	12
越前市	—	—	—	3	4	7
坂井市	—	—	—	7	7	14
永平寺町	—	—	—	7	13	20
池田町	—	—	—	—	—	0
南越前町	—	1	3	3	2	9
越前町	4	6	4	10	15	39
美浜町	4	2	2	4	3	15
高浜町	—	0	0	2	0	2
おおい町	—	—	—	2	1	3
若狭町	—	—	1	3	2	6
合計	8	20	44	76	110	258

※「—」：事業なし

(3) 空き家診断促進事業

(単位：件)

市町名	H30	R1	R2	R3	合計
福井市	1	0	1	0	2
敦賀市	—	0	0	0	0
小浜市	—	—	—	—	0
大野市	0	1	0	4	5
勝山市	—	—	—	—	0
鯖江市	—	—	—	—	0
あわら市	—	—	—	—	0
越前市	0	0	0	0	0
坂井市	—	—	—	—	0
永平寺町	—	—	—	—	0
池田町	—	—	—	—	0
南越前町	—	—	—	—	0
越前町	—	0	0	0	0
美浜町	—	—	—	—	0
高浜町	—	—	—	—	0
おおい町	—	0	1	0	1
若狭町	—	—	—	—	0
合計	1	1	2	4	8

※「—」：事業なし

(3) 空き家適正管理促進事業

(単位：件)

市町名	R3	合計
福井市	—	0
敦賀市	—	0
小浜市	—	0
大野市	—	0
勝山市	4	4
鯖江市	—	0
あわら市	—	0
越前市	—	0
坂井市	0	0
永平寺町	—	0
池田町	—	0
南越前町	—	0
越前町	—	0
美浜町	—	0
高浜町	—	0
おおい町	—	0
若狭町	—	0
合計	4	4

※「—」：事業なし

3 4 【子育て世帯等への住まい支援事業 実績戸数】

(R2～ 住み続ける福井支援事業)

(H29～R 1 子育て世帯と移住者への住まい支援事業)

(H27～H28 U・Iターン者空き家住まい支援事業)

(H25 U・Iターン者空き家リフォーム支援事業)

(単位：戸)

市町名	H25	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
福井市	0	0	3	5	3	3	4	16	34
敦賀市	—	—	0	1	4	4	1	4	14
小浜市	0	1	1	1	3	3	3	4	16
大野市	—	0	0	1	1	0	0	3	5
勝山市	—	—	1	4	4	5	5	3	22
鯖江市	—	0	1	1	2	0	2	4	10
あわら市	—	0	0	1	2	2	4	6	15
越前市	0	—	1	1	4	6	7	13	32
坂井市	1	1	1	3	0	0	1	5	12
永平寺町	—	1	2	1	0	1	1	1	7
池田町	—	—	—	—	—	—	—	—	0
南越前町	0	0	0	1	2	0	5	5	13
越前町	—	1	3	4	0	2	4	3	17
美浜町	—	—	0	1	0	1	1	1	4
高浜町	—	0	1	0	0	0	0	0	1
おおい町	—	0	0	0	0	0	0	0	0
若狭町	—	0	0	2	3	3	3	1	12
合計	1	4	14	27	28	30	41	69	214

※「—」：事業なし

35 【営繕工事】

(1) 令和3年度竣工工事一覧

工事費欄 単位：百万円

所管部局	工 事 名	構造・規模(m ²)	工事費	備 考
総 務 部	奥越合同庁舎空調改修機械設備工事		50	公共建築課
	奥越合同庁舎空調改修電気設備工事		15	
	栽培漁業センターウニ飼育棟・ガザミ水槽解体工事		46	
地域戦略部	若狭湾エネルギー研究センター空調改修機械設備工事		152	
	若狭湾エネルギー研究センター空調改修電気設備工事		33	
交流文化部	一乗谷朝倉氏遺跡博物館(仮称)「展示・ガイダンス棟」建築工事	RC2 5,356	1,925	
	一乗谷朝倉氏遺跡博物館(仮称)「展示・ガイダンス棟」電気設備工事		373	
	一乗谷朝倉氏遺跡博物館(仮称)「展示・ガイダンス棟」機械設備工事		471	
	一乗谷朝倉氏遺跡博物館(仮称)「調査・研究・収蔵棟」改修建築工事 その1		36	
	一乗谷朝倉氏遺跡博物館(仮称)「調査・研究・収蔵棟」改修電気設備工事 その1		32	
	一乗谷朝倉氏遺跡博物館(仮称)「調査・研究・収蔵棟」改修機械設備工事 その1		17	
	安全環境部	福井原子力センター空調改修機械設備工事		39
	福井原子力センター空調改修電気設備工事		10	
	海浜自然センター空調設備改修工事		85	
	菅浜公衆トイレ改修工事		20	
健康福祉部	福井健康福祉センター非常用発電設備設置工事		40	
	坂井健康福祉センター非常用発電設備設置工事		32	
	奥越健康福祉センター非常用発電設備設置工事		25	
	丹南健康福祉センター非常用発電設備設置工事		24	
	二州健康福祉センター非常用発電設備設置工事		32	
	若狭健康福祉センター非常用発電設備設置工事		36	
	県立病院ドクターヘリ燃料供給設備設置工事		172	
	児童科学館空調改修機械設備工事		78	
	児童科学館空調改修電気設備工事		13	
農林水産部	筋生野用水機場建設工事	S1 100	63	
	庚申塚用水機場建設工事	S1 94	58	
	ウッドルームフクイ改修建築工事(その1)		19	
	ウッドルームフクイ改修電気設備工事(その1)		13	
	ウッドルームフクイ改修機械設備工事(その1)		9	
土 木 部	福井港湾事務所非常用発電設備設置工事		16	
	福井空港事務所非常用発電設備設置工事		12	
	敦賀港湾事務所非常用発電設備設置工事		14	
	道の駅(一般県道南越駅線)建築工事	W1 357	97	
	道の駅(一般県道南越駅線)電気設備工事		14	
	道の駅(一般県道南越駅線)機械設備工事		27	
	若狭総合公園電気設備改修工事		17	
	若狭総合公園温水プール昇温設備改修工事		15	
教 育 庁	丸岡高校エレベーター棟増築工事	S3 36	49	
	嶺北特別支援学校寄宿舎B棟リノベーション建築工事		118	

所管部局	工 事 名	構造・規模(m ²)	工事費	備 考	
教 育 庁	嶺北特別支援学校寄宿舎B棟リノベーション電気設備工事		24		
	嶺北特別支援学校寄宿舎B棟リノベーション機械設備工事		46		
	三国高校特別教棟リノベーション建築工事		228		
	三国高校特別教棟リノベーション電気設備工事		45		
	三国高校特別教棟リノベーション機械設備工事		65		
	勝山高校普通教室棟リノベーション建築工事		244		
	勝山高校普通教室棟リノベーション電気設備工事		36		
	勝山高校普通教室棟リノベーション機械設備工事		62		
	武生高校普通教室棟リノベーション建築工事		264		
	武生高校普通教室棟リノベーション電気設備工事		41		
	武生高校普通教室棟リノベーション機械設備工事		71		
	敦賀高校体育館リノベーション建築工事		187		
	敦賀高校体育館リノベーション電気設備工事		41		
	敦賀高校体育館リノベーション機械設備工事		30		
小 計	53件		5,681		
交流文化部	歴史博物館屋上防水工事		18	福井土木	
健康福祉部	社会福祉センターファンコイルユニット更新工事		5		
産業労働部	国際交流会館非常用発電設備設置工事		29		
農林水産部	産業会館非常用発電設備設置工事		55		
土 木 部	大安寺第一排水機場(仮称)上屋建設工事	RC1 133	48		
	江端川第一排水機場耐震改修・リフレッシュ工事		38		
教 育 庁	狐川排水機場耐震改修・リフレッシュ工事		24		
	高志高校・中学校エレベーター棟増築工事	S4 49	60		
小 計	8件		277		
農林水産部	嶺南家畜保健衛生センター解体工事		21		敦賀土木
小 計	1件		21		
総 務 部	大飯原子力防災センター倉庫建設工事	S1 50	25	小浜土木	
安全環境部	赤礁崎オートキャンプ場ケビン棟新築工事	W1 16	12		
	赤礁崎オートキャンプ場ログハウス改修工事		11		
小 計	3件		48		
合 計	65件		6,027		

一乗谷朝倉氏遺跡博物館（仮称）「展示・ガイダンス棟」建築工事

令和4年2月竣工

RC造一部S造 地上2階 地下1階 5,256㎡



(2) 事業費の推移（土木事務所発注を含む）

A. 工事費

件数は施設数

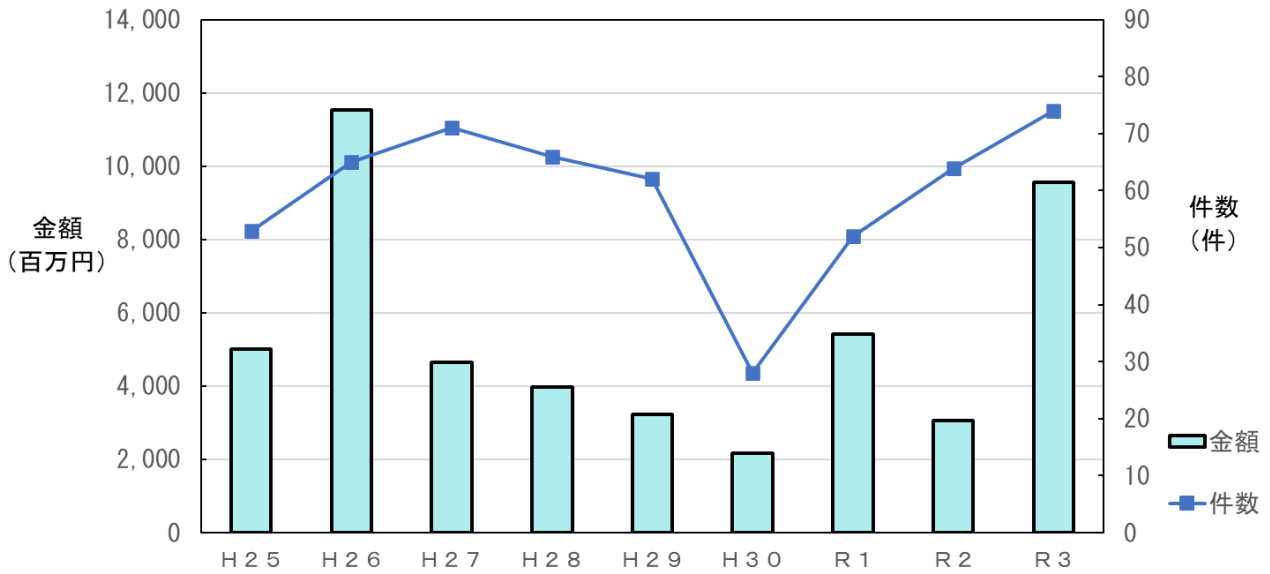
年度	件数	金額（百万円）	備考
H25	53	5,006	当初契約高（次年度債務を含む）
H26	65	11,525	
H27	71	4,645	
H28	66	3,962	
H29	62	3,231	
H30	28	2,172	
R1	52	5,412	
R2	64	3,051	
R3	74	9,565	
R4	97	8,613	

B. 設計委託料等（地質調査、基本設計、実施設計、耐震診断等）

件数は委託契約数

年度	件数	金額（百万円）	備考
H25	55	209	当初契約高（次年度債務を含む）
H26	53	130	
H27	34	79	
H28	43	118	
H29	60	121	
H30	26	119	
R1	44	96	
R2	43	181	
R3	31	246	
R4	33	155	

年度別 発注工事の推移



3.6 【県産品活用推進】

建築工事における県産材利用量

(単位：m³)

年度 区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
木材	261.2	225.6	456.1	601.4	22.8	214.6	227.0
間伐材	3.6	0	13.3	4.4	4.7	0	0
合計	264.8	225.6	469.4	605.8	27.5	214.6	227.0

